

V

明治後期の転換

収税本部から税務署の生い立ち

誰新早々の頃は、各地域に酒造世話役がおかれて、官庁からの上意下達機関となり、密造防止や収税のことにも当らされていた。その後、酒造取締人、頭取、行司などと呼ばれるように変遷したが、明治一〇年の「長野県酒造営業人取締規則」には「諸醸造取締の儀、各大区を限り、醸造人共選挙の上、人名を県庁に申立て候上は、改めて営業上頭取と相唱うべきこと」と規定し、その役割の一つとして「諸醸造税及び営業税の儀、毎年四月、九月、十月収納の節申達次第、持場限り取りまとめ、日限通り収納致すべきこと、但、各営業人は右日限三日前に頭取方へ自参致すべきこと」と決められていた。

かねて大蔵省から通達されている人別税額指令書にしたがって、各営業人が頭取に届けた税金は戸長が一括して、その土地々々に大蔵省が指定している税金預所（銀行）へ持って行き、そこで預り切符をもらう。戸長はその切符を以て郡区長に納税し、郡区長は預り切符を収税委員に送付して領収書をうけ、その領収書を以て地方庁に上納するという仕組みであった。収税委員は、納税期になると大蔵省から府県の各地方に派遣されて、徴税の実況を監督しながら、郡区長から預り切符を領収するのである。酒造頭取も戸長も多少の手当では決められていたが、老大なゼニをかついで歩き廻るのだから、やり切れない仕事の一つであった。

この仕組みは、すべて業者の自治的な要素の上に立っており、それだけに酒造頭取は人望もあり、信頼のおける人物でなければならなかった。しかし、税制がだんだん複雑になり、山間の僻村にまで酒造人が増加して、課税対象の実態がつかみにくくなると、おいおい専門的な官員でなければ法の説明や、適確な実態掌握もできなくなった。法を知らずに犯したり、法網をくぐって密造や脱税をはかる業者が出てくるようになると、頭取だけにまかせておくわけにはいかなくなった。業者の自治に信頼するというよりも、むしろ疑ってかかり、検査や指令を徹底しなければならぬ状況になってきたのである。

問題は業者の側だけに生じたのではない。官員の不行届で検査の手がまわりかねると、業者が、せっかく造りあげた酒を売り出すことができないというような苦情もおこってきたし、官員の中には、すくない旅費の穴埋めをするために、業者の家へとまり込み、その結果、情実が生じて、検査に手ごころが加えられるというような問題もおこってきたのである。そこで、県庁では検査員を増強した

り、旅費の引きあげや宿泊設備についても、大蔵省とかけ合って、対策を講じなければならなくなった。

酒類絞揚検査取計方向

当県醸造検査の儀、何分にも人少きにつき、酒造掛官員別格増員の義相伺置き候処、この度検査立会のため御省官員御派出に相成り、検査方法等協議の末、当面一時雇いの者申付け区域を定めて出張いたさせ、不取締の義これなき様相決め候えども、俸給旅費定額内にては賄い兼ね候。管内の義は南北実に七十余里にして山間嶮路、殊に降雪の際減員候ては各営業人ども販売に差支え彼是苦情も少なからず候につき、更に検査費千四百九拾六円御下渡し相成り度く、然る上は精確に検査相遂げ脱漏隠蔽等これなき様仕るべく候。

明治十一年十二月十八日 長野県大書記官 松野 篤

大蔵卿 大隈重信殿

○

酒造検査員宿泊所手当支給につき伺

酒造検査巡回の際酒造家へ宿泊の儀は兼ねて厳禁致しおき候処、当管内の如きは山間僻地の村々に酒造家散在し、旅人宿これなき町村少なからず、村吏等につき宿泊を乞うも或は之を拒み、或はその請求に應ずるも、普通の宿料にてはその失費を補うに足らずという。もとより検査員たる薄給を以てはそれに応じ得ず、自然酒造家の周旋により止宿を得候も、かようにては取締りに関する弊害の程も計り難く候えば、予め宿泊所を定めおき候て、正しき取締りの相立ち候様いたしたく候。就てはその宿所にいさゝかの手当てを致したく、県庁より支払い候こと如何に候や御伺候。

明治十五年二月 長野県令 大野 誠

大蔵卿 松方正義殿

かくて、何らかの抜本的な機構をつくりあげなければならなくなった長野県では、明治一七年（一八八四）九月、今までの収税課の機構を改め、県収税本部をつくり収税長（初代原信謹）の制度を設けた。収税長のもとに四部をおき、県下八ヶ所に地区派出所を設置、本部に監督員二名、部ごとに主幹一名、区ごとに副主幹と検査員若干名を配置する系統機構であり、検査員は常に担当町村を巡回して、酒造検査のいっさいを扱い、本部の監督員は、検査員の行務ぶりを監視するのであった。

長野県収税検査員派出所 明治一八年	
区名	管轄地
第一区	上高井、下高井、下水内 中野町 海野長右衛門方
第二区	上水内、更級 長野町 近山与五郎方
第三区	小泉、埴科 上田町 都築員司方
第四区	北佐久、南佐久 岩村田町 中沢由之助方

第五区 東筑摩、南安曇、北安曇 松本深志町 安西慶造方
第六区 西筑摩 福島町 小野与一方

第七区 上伊那、諏訪
第八区 下伊那

伊那村 唐沢竹治郎方
飯田町 小木曾代治郎方

これらの派出所が次第に規模を拡大しながら、二二年には収税部何々出張所となり、二三年には直税署、間税署何分署と改称、二六年には何々収税署と改められ、二九年（一八九六）一月にいたって、いよいよ何々税務署と称されるようになり、このときを以て、県の所管から大蔵省に直属したのである。ついで三二年頃には、松本に税務管理局が設けられて全県を管轄し、三五年一月には、それを廃して、長野市に長野税務監督局が設置されて信越両県を管掌したが、大正二年には名古屋税務監督局に吸収された。

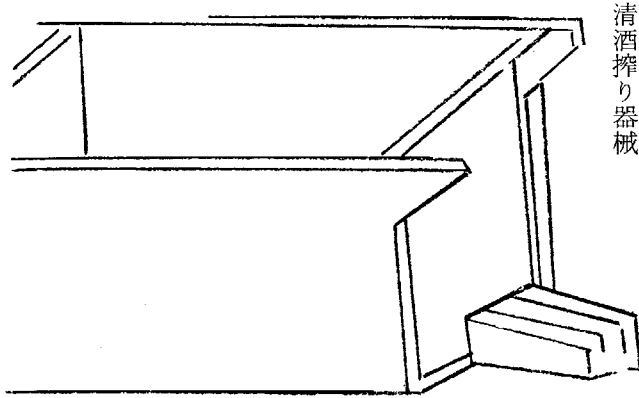
明治一七年に制定された「収税検査員派出所組織とその検査規定」は百項目にわたる老大なものであり、その要点は次の如くであったが、かくしてここに、今日的な税務署への行政が発足したのである。

この発足にあたって、長野県では、監督員や検査員のための「酒税心得」を制定し、「いやしくも検査員たるものは、税則その他の法規を遵守し、これを励行し、軽卒に馳せ緩漫に流ること無きこと」をいましめたが、最も注目すべきことからは、「検査員たるものは酒類醸造方法は勿論、造酒保存器械使用方法等酒造一般に関して、細大を問わず研究明知しなければならぬこと」を強調していた点である。

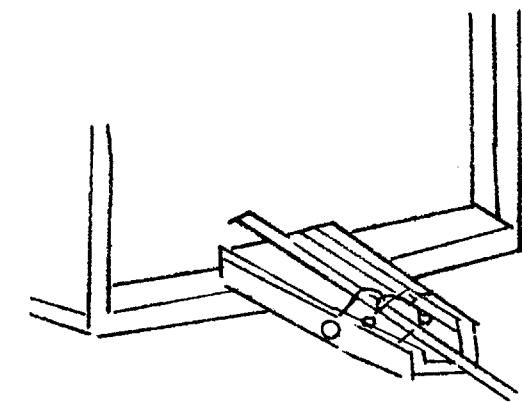
このことは、もはや、酒造行政が、旧来の如く税金の取立てだけに止まっていることを許されず、工業としての振興を図り、品質の改善をも指導しなければならない方向へ変ってきたことを物語っている。そして事実また、本県においても各地収税出張所が中心となって、工業としての地位の樹立にむかっていくのであった。

長野県収税部の酒税検査規定の要点

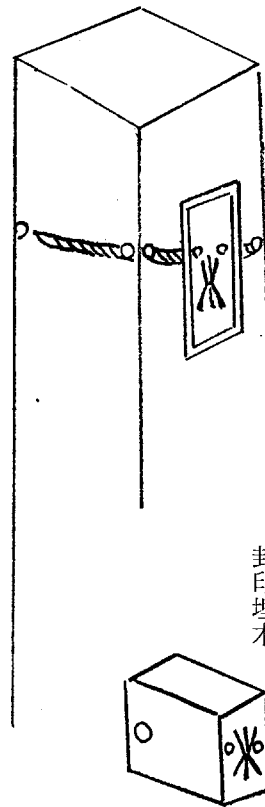
- 1、毎年十月一日を以て検査員派出の期と定め造酒繁閑の期節を察し人員を漸次に増加し又は遁減するものとする。
- 2、派出所には竪四尺五寸、巾七寸の「長野県収税検査員何地派出所」の標札を掲ぐべし。
- 3、検査員は造酒着手の如何を問わず出張の当初必ず区内各酒造場を一巡すべし、この場合まず營業者に自己の官職姓名及びその事由を告ぐべし。
- 4、酒造場は絵図面及び調書を対照し、区域の内外は勿論諸建物の構造その他二階穴蔵に至るまで細密調査を遂げ若し相違あらば訂正せしむべし。
- 5、酒造用諸器械、桶甕類とも調査簿及調書に対照し遺漏なく調査を遂ぐべし、但し搾り器械及蒸溜器械は封緘の体面如何に注意すべし。
- 6、現在酒類を調査し、而て酒造売買人及杜氏雇入れ麴室修築等の模様を尋問し造酒着手期日を予知しておくべし。
- 7、桶甕類の容量は番号、口径、胴径、底径、深さ、石数を調査し検査員の官職名とともにその調査結果を桶の側面に記載しておくべし。口径は口頭より一寸下りたる箇所、胴径は口底径の中央、底径は底板面の箇所について何れも内測りにて縦横にはかり、この縦横径を和し、これを二にて除し以て定む。深さは其酒桶の前後左右中心等何れも底面より口径迄の間を丈量してこれを和し、五にて除し以て定むべし。但し曲尺を用い分位に止め厘以下切捨つべし。
- 8、桶の容量を得るための算則は、口径と胴径の和を自乗し甲とす、胴径と底径の和を自乗し乙とす、口径と底径の和へ胴径を乗じ丙とす、甲乙の和より丙を減じ残数に深さ及 $\bigcirc \cdot \bigcirc$ 八三四四(乗率の一位を石位とし、丈量尺度は分位に止め尺位を一位とす)を乗じこれを二にて除し、その容量を得るものとすべし。
- 9、諸器械は使用の有無を問わず官庁の烙印を捺すべし。
- 10、造石税完納前に於て酒造用諸器械を破壊又は毀損するものは調査簿並に調書にその事由を記載しておくべし。
- 11、搾り器械蒸溜器を修繕又は洗滌せんため解封を請うときはその事實及日数を審査し封緘の全部若くは一部を解くべし。
- 12、搾り器械は醪の石高蒸溜器械は元粕の斤量及元酒類石数に従い使用日数を査定しのちこれを解くべし。
- 13 解封の期満ち封緘を要する場合は速かに出張して緘をなすべし、但し封緘用紙には年月日を記入し検査員これを捺印すべし。酒槽は桶口、兜釜は緊要のヶ所を封じ、甑は木竹にて図の如くすべし。
- 14、酒配は蒸米麴米等を半切桶に混和したる日を以て配立の日と定め巡回の都度仕込帳の配立順号に對照し、その箇数及米水の割合等を予め点検しておくべし。但し水配は米を浸し母飯を入れたる日を以て配立の日と定むべし。
- 15、酒配検査は仕込帳配立の順号に對照しその箇数及熟不熟とを審査して熟成の分に限り検査すべし。
- 16、買入配は仕切書又は受取証に抛り検査すべし、尤も蒸米麴米汲水等はその造り方法に抛り仕込帳の配立順号に組入れ買入の月日ともに記載せしめ前号の手續をなすべし。



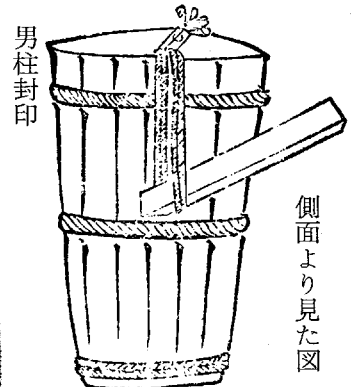
清酒搾り器械



封印に用うべき木材



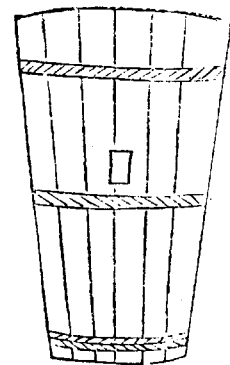
封印埋木



男柱封印

側面より見た図

コシキの図



封緘栓の図



- 17、弱酏は予め調査を遂げおくべし、尤も仕込に至り掛米を減じ又は酏数を増加し、又は既に仕込たる醪へこれを混和せんとする場合は醸造方法の変換届をなさしむべし。
- 18、腐敗酏はその使用見込を立てさせ検査をなし、これを変造せんとするものは検査簿を削除し、更に変製酒酏として該検査簿に登載すべし、もしこれを変製し得ず販売又は廃棄となすものは不取締これなき様注意すべし。
- 19、元粕検査は自製と買入とを問わず粕目方帳又は仕切書等に対照してその斤量を調査すべし、尤も多量にして一時調査し能わざるものは適宜の方法を以て用うべし。
- 20、醪は巡回の都度仕込帳の順号に対照し添中留の仕込順序に従い桶の配合法酒酏並に蒸米麴米汲水等の割合及その熟不熟を点検しおくべし。
- 21、醪検査は留掛の日より数日を経て全く熟成沈冷に至りしものに限るべし而してこれが歩合の当否を判断しその石数を検査して検査簿に登載すべし。
- 22、検査未済の醪を都合に依り数仕舞合併せんとするときは、たとえば二タ仕舞又は四仕舞とその分界を立てしめ製酒検査に至り石数歩合等を判別し易からしむべし。
- 23、醪を検査したるときは必ず「仕込第何号、桶第何号、醪何十何石何斗何升何合、年月日、検査印」を桶側面に貼付せしむべし。
- 24、清酒の検査をなすには槽掛中に於て臨時巡回をなし垂歩合を点検するを要す、而してその歩合は手帖などに筆記して他日造石検査の参照に供すべし。但し点検するには、たとえば醪若干石を二タ槽即ち二回に

搾り揚げたるものは先ずその一回搾り切りの時日を期して臨検し、搾り残りの現醪石数を計量し而して槽に掛けたる醪石数を得、これに対する清酒の垂歩合を算出するが如し。

25、清酒検査に当りては醪の熟否と粕斤量の多寡を計考して醪垂れ肉垂れ歩合の当否を判断し、その石数を査定し検査簿に登載すべし。

26、前項石数計量の場合は必ず桶ごとに蓋を開かしめ口頭の一寸明きは前後左右の平均を以てし、端桶はその現在入実の石数に抛り左の算則を以て調査すべし。

端桶石数算法、入実胴径より以上にあるときはその容積面の直径を口径と仮定す、この口径を求むるには口径より胴径を減じ空積の深さを乗じ二倍し、全深にて除しこれを口径より減じて仮定の口径とす、仮定の口径と胴径の和を自乗して甲とす、仮定の口径と胴径とを相乗して乙とす、右甲より乙を減じ胴径以上の入実深さ及び $\circ \cdot \circ$ 四〇三八四四(乗率の一位を石位とし、又量尺度は分位に止め尺位を一位とす、以下これに準ず)を乗じその得る石数へ胴径以下の石数を合算すべし。

入実胴径より以下にあるときはその容積面の直径を口径と仮定す、この口径を求むるには入実胴にあるものはその胴径を仮定の口径とし、入実胴径に満たざるものは胴径より底径を減じ現在の深さを乗じ二倍し、全深にて除し仮定の口径とす、仮定の口径と胴径の和を自乗し甲とす、仮定の口径と胴径とを相乗し乙とす、右甲より乙を減じ現在の深さ及び $\circ \cdot \circ$ 四〇三八四四を乗じ現在の石数を得る。

27、検査既済の新酒へ古酒を混和して火入即ち煮込をなさんとするときは前以て申出させ、該石数を計量し酒蔵出帳に記載せしめこれに検印すべし、尤も火入済の上は再び調査することあるべし。

28、非常の損害に罹りたる酒類は正副主幹の内立会の上事実審査を遂げ其変製し得べきものと廃棄に属すべきものとを区別せしめ変製し得るものは更に変製酒の元として検査簿に登記し製成の上尚検査を遂ぐべし若し廃棄せんとするものは目前に於て処置せしめ変製し得ざるものは不取締無之様処分すべし。

29、酒造営業者は酒造米元帳、仕込帳、蒸溜帳、酒粕目方帳、酒類蔵出帳、酒類売上帳を調製しおき要所に検印をうくべし。

30、検査員派出所には各営業人別の造酒着手届、酒類造石検査願、営業者代理委任届、酒造犯則に関する書類、諸往復文書を綴込みおくべし。

31、主幹検査員は区内検査上の事跡を一ヶ月毎に取調べ翌月五日限り各区派出所を差立て収税長へ報告すべし、報告事項は検査済石高、造酒種目見込石数及増減、古酒現在高、犯則事由及人員、酒類垂れ歩合調べとす。

32、毎納税期には、その納額に係る酒類検査石高を一人別に取調べ左の期限に従い収税長及郡区長へ報告すべし。

第一期 三月五日限り 一〇月一日より二月中検査済石数

第二期 七月五日限り 三月一日より六月中検査済石数

第三期 九月五日限り 七月一日より皆造検査済石数

33、納期に至り若し不納者あるときは速かにその人名を通報すべき旨所管郡役所へ予め協議しおくべし。

34、非業の損害にかかり造石税免除すべき酒類を検査したるときは、その実況及検査のてんまつを詳記しその時々収税長へ報告すべし。

酒税（監督員、検査員）心得

第一項、酒税検査は収税額を定むる基礎にして最も緊要なるを以て、やしくも検査員たるものは税則その他の法規を遵守しこれを履行し敢て軽卒に馳せ緩漫に流るる等の措置なからんことを要す。

第二項 成規例格あるもののはか事のいかんを問わず意見を以て収税長に稟議し指揮を受くべし。但し書面とも事実詳明し難き場合あるにおいては指揮を待て正副主任の内帰庁具申すべし。

第三項 監督員並に検査員たるものは温厚誠実を旨とし營業者に接してはすべて親切懇到なるを要す。

第四項 監督員たるものは造酒期節の繁閑に従い検査員の増減方に注意し一般取締の欠遺なからんことを専ら視察するを要す。

第五項 検査員は事務整理のため毎月五回一日、八日、十四日、二十日、二十六日その派出所に集合し各巡回中の実況を交互通告し書類を交換し速かに分派すべし。但し検査頻繁なるときは会期を減することあるべし、且里程遠隔の地に赴き不得止事故あり集合する能わざるときはその旨派出所に通報すべし。尤も毎月一日には報告表調理のため必ず集合するものとす。

第六項 検査員たるものは酒類醸造方法は勿論造酒保有法器械使用方法等酒造一般に關してのことは細大を問わず研究明知するを要す。

第七項 酒配は酒母にして酒造上最も緊要の品質なり故にこれが検査に於ては宜しく左記の事件を注意すべし。

一、配取の個数見込石高に超過せざるや否や二、半切桶数を順次減少したるの景状及び石数の当否三、蒸米麴米汲水の割合及び石数の当否四、配立よりの日数及び寒暖により配の熟不熟又は暖氣樽を使用せし度数

五、生配水配の差別六、一仕舞に使用する配の個数分数の割合七、弱配又は潰配の使用方如何

第八項 配検査は製酒石数を査定するに必要なりとす故に左記の事件に注意すべし。

一、添中留の順序に従い仕込桶の配合仕用方如何二、季候の寒暖造り方法及び日数等により醪の熟不熟又はその石数の差異三、蒸米麴米汲水の割合及び各石数の当否四、醪の上澄を汲取たる形跡なきや否や五、検査済の醪へ検査未済の醪を混和したる形跡なきや否や六、検査済済の醪へ焼酎又は酒滓等を混和したる形跡なきや否や。

第九項 清酒検査は税額を確定するものなり故に垂れ歩合の当否を審査すべきは勿論なお左記の事件に注意すべし。

一、搾り揚げたる清酒石数は仕込の分界正確なるや否や二、初垂れ（アラバンリ）又は酒滓の類を次槽或は他の醪へ混和したるや否や三、醪の不熟又は仕込米の粗悪その他の口実を設け垂れ分合を作為することなきや否や四、検査済済の酒滓又は隠蔽したる醪又は水等を混和し搾り揚げの後その石数を引去りし所為あらざるや否や五、古酒買入酒又は検査済済の酒類へ検査未済の酒類又は酒滓を混和せし所為あらざるや否や六、検査未済の酒類に火入その他の作為を以て古酒に擬するなきや否や

第十項 滓引は造石検査の後において為さしむるの趣旨たる取締の点に外ならず然るに強て之を検束するときは密かに滓引を為し之を隠慮するの弊なきを保せず故に滓引を為すも容器等を別にしこれを現存し検査を請う如きものは敢て咎むるに及ばず。

第十一項 粕漉は酒味を改良せんが為めにして或は之に醪酒滓又は蒸米麴米等を混和する弊なしとせず故に検査の際その弊害の有無に注意す

べし。

第十二項 焼酎検査は其元となるべき酒類石数及び粕斤量等審査すべきは勿論なお左記の事件に注意すべし

一、元となるべき粕及び腐敗酒等の現在高並に自製買入の區別二、蒸米器械の精粗及び蒸溜方の巧拙に抛り垂分合の当否三、元粕及び蒸溜済粕の酒精分の強弱四、焼酎の酒精分の強弱度数及び冷温に抛るその差異五、蒸溜釜数に依りその時間の長短

第十三項 酒類を丈量するに用いる尺度等は酒味を害する等の嫌なきものを以てすべし。

第十四項 酒造税則取扱心得書第十八項桶類容量算則中〇・〇四〇三八四四の乗率は円積率^{七八}を升法^{六四八}と三箇^{円台形の容量を}算出するの法^{とを以て除した}

るものなり又二にて除するは全深の二分ノ一を乗すべきを之を節略したるものと心得べし。

第十五項 酒造用に供する諸帳簿は逋税を謀らんが為め真偽の両帳簿を調整するものなきを保せず故に参閱上疑わしきものと思料する場合に於ては所用の諸帳簿を悉く差出させ遺漏なく調査を遂げ真偽を監別するを必要なりとす。

生産の盛衰と工業化への蹶起

第十六項 醗酵の醸造減及び製酒の垂歩合等は米質の善悪、白米の精

粗、造方の巧拙、醸熟の遅速、斤量の多寡、器械の良否、酒質の淡濃、汲水の多少、その他種々の原因ありて同一の分合を得んと欲するも能わざるものなり然りと雖も其分合の差異に於て大同小異にして多くは水量及び粕の多寡等に因す故に予めその分合の程度目的を定めいやくも其程度目的に大なる減差あるものは一旦検査を中止して、その事実を徴するか又は他の検査員の意見を問ひ然る後検査をなす等の措置あるべし。

第十七項 検査員は区内巡回中左記の事件に注意し漸次之を調理すべし。

米の相場、新古酒の相場、酒類売捌方の景況、酒造の純益、酒造の盛衰及び酒造一般の事情

第十八項 酒税は逋脱逃漏の弊害多きものなるが故に監督員並に検査員に於て常にその実況に注目し弊害を未前に防遏することを努むべし。

第十九項 逋税を謀らんため其準備をなすものと思料するときは監督員は収税長及び検査員に、検査員は収税長及び監督員に内報すべし、尤もこの場合に於ては監督員並に検査員に於てその時機を失わざる様取締方に注意すべし。

明治初年の本県工業全般は、他のどこの地方もがそうであったように、まだ殆んど前時代からの継承に過ぎなかった。つまり、自給

旧長野県（東北信）農産物（明治8年）

米 穀 類		特 殊 生 産 物	
米	346,226石	人 参	25,628円
大 麦	182,939	桑	8,956
小 麦	66,935	綿	32,855
大 豆	56,378	麻	16,983
粟	26,000	ま ゆ	262,531
ひ え	52,861	た ば こ	4,293
そ ば	21,801	空 蛹	30,690

旧長野県（東北信）工業物（明治8年）

醸造類（漬物をふくむ）		せ ん い 類	
清 酒	253,730円	生 糸	309,615円
味 噌	274,476	絹 糸	4,628
醬 油	29,575	真 綿	21,522
沢 庵 漬	5,111	木 綿	1,490
菜 漬	3,795	織物類	193,770

自足の農村経済の中で副業的に発達してきた染織業や醸造業が中心をなしていたのである。明治八年に長野県（北信）が調べた物産表によると人口五六万、生産物総額五一五万円、県民一人当りの平均所得一円であり、農産物と工業物は上表の如くであった。工業物といっても、しょせんは農産物の加工に依る商品化が中枢をなすものであり、近代的な工業がおこってくるのは明治後期を待たなければならなかった。

全国平均よりも進んでおり、その頃から、工業化への要素が高まっていたのである。

工業物の内わけを見ると、生糸が筆頭に立っているが、幕末の頃既にいちじるしく進展していた座繰製糸が、横浜開港による外国輸出と、明治早々からとり入れられた西欧式器械製糸の進歩によって拍車をかけられたのであり、早くも製糸信州の行手を示唆している。そして明治後期の二八年（一八九五）器械製糸が旧来の座繰生産高を圧倒した頃からは、本県の生糸生産が日本の王座につき、信州の農村経済は全く養蚕を枢軸として廻り出したのである。明治維新によって迎えられた日本の産業革命と資本主義経済は、まず製糸と紡績業界から始まったが、日清戦争前後、信州の片倉一族によって、一応の産業革命を成しとげ、資本主義経済を定着させたといわれているほどに、明治時代の本県工業は製糸業を先頭にしておし進められた。

ところで、明治八年の物産表では、生糸に次ぐ工業物として上位に立っていた醸造業は、いったいどんな足どりを辿ったか。江戸時代、信州の酒は甲州や上州から江戸にまで移出されたことがあるほどから、明治に入っても早々の頃は、工業生産物として一つの地位を保っていた筈である。或る学者は「幕末時代にも、他の固有産業にくらべると、酒造業は可成り工場化が進んでいた。大抵は一〇数人の従業員をかかえ、搗米、麴造り、火入れ、水汲みから樽拾いまで分業体制が組みたてられ、マニファクチャアとしての初歩的な工場制が進んでいた」といっている。勿論、これは主として灘地方の先進地をさすものであるが、この郷土あたりでも先覚的な業者

たちは、既にその方向をとっていたのであった。

しかし、それが明治時代に入ると、同じ醸造業の中でも味噌や醤油はおいおい発展したのに対し、酒だけは停滞、むしろ後退してしまった。明治一〇年頃、上田地方の味噌が「寺田味噌」と呼ばれて、東京にまで進出を始め、諏訪、佐久、大町地方の醤油が広く全県に流通したのに対し、酒は逆に、だんだんその流通圏を縮めて、おおかたは全くの地域流通に後退してしまい、その席を「越後酒」の進出にゆずらなければならなかった。業者の乱立による倒産が相つぎ、悪酒の横行が地元酒の価値を地に落とすからであった。

明治三三年、自家用酒の製造禁止令が出るまでは、一石を限度として誰れでもが自飲の酒造をゆるされていたが、この制度が抜け穴となつて、明治一〇年代には、自家用酒の贈答が大流行となり、自家用の名において密造が横行し、贈答の名に隠れて密売が殆んど全県をおおった。この結果、悪酒の出廻りとなり、値崩しとなり、さては、本来の酒造家たちが生産を減らして、音をあげたのである。長野県が「密造致し、隠し置くの所為見聞候えば、その家は勿論、隣接の家々とも家探し致すべく候」と、厳重な布令を出したのもその頃である。

明治前期、このように酒造業の発展が停滞し、後退した理由はほかにもあった。一つは業者自体の弱さであり、一つには政府の無政策であった。江戸後期において、工業としての地位を一応築きあげた酒造家たちではあるが、実は、彼らの経営の根拠を支えたものは、独占的特権の「酒株」であった。いわば、幕府の封建的な保護の中にぬくぬくと温存されてきたのである。ところが、維新政府はその特権を解放してしまったため、彼らは「温存の弱さ」から抜け出し、新しい資本主義経済の荒波の中へ立ち直っていくために、きびしい苦闘を積みあげなければならず、多くの者が落伍していった。その苦闘の中で、酒造界においては、明治前半の停滞、後退がつづいたのである。

もう一つは、政府の無政策であった。明治時代の酒造史は、その大半が、政府と業者間に繰り返えされた税金問題で綴られているといつてもいいほどに、増税につぐ増税であり、業者たちはことある毎に「こう税金に追いかけては、品質の改善や工場制に工夫をこらす余猶もありはしない」と、嘆訴しつづけていた。政府の酒屋対策は常に税源としてだけの追求であり、工業としての地位を認識しなかった。その心底に、社会風教上「酒はむしろ無くもがな」くらいに考えていた。富国強兵、産業振興の旗のもとに、他の諸産業に対しては大いに助成の策を打ち出しながら、酒造に対しては専ら「とる」だけであった。明治前期の、工業としての酒造業の停滞はそこにも理由があったのである。



明治14年頃の新聞広告 (信毎から)

ところが、各府県に収税長が設けられて、税務体制が確立し、明治も後半の二〇年代に入ると、事情が一変した。次第に「温存の弱さ」から立ち直った業者たちの激しい発言に促がされて、政府が「税源を枯らしてしまつてはならない」ことに思いつき「工業としての酒造り」を認識し始めたのである。いわゆる鹿鳴館時代、洋酒が頻りに入ってきて、上流社交界が、それ無しには暮らせないほどのありさまを目のあたりに見ているのは、政府の要人たちも、日本の酒の商品性を、改めて認識し直さなければならなくなったのである。

こうして、明治後半には、立ち遅れていた酒造界の工業性樹立への道が始まった。その転換期を物語る一つの史料として、明治一九年に出された長野県布達を見よう。今までの密造取締といえ、悉くが徴税徹底のためであり、その対象は常に酒造者自体であったが、ここでは、敢て「自家用醸造が、酒造営業を衰退に趣かしめている」ことを強調した。地方官庁における工業性樹立への導きは、まず「業者の保護」から始められたのである。

自家用新酒産造の弊害甚だ増進し、為めに酒造営業を衰微ならしむるの懸念これあり候につき、今般右検査として管内町村遺漏なく検査員派遣の筈に候。然るに従来、十

知らず、無意にて犯則をなすもの有之候ては不都合につき、検査員の町村内捜査に着手前、種々の規則の文意を懇篤説示し、自家用料製造の向はすべて出願手続なす様各戸へもれなく注意相成るべく内達候なり。

五年の酒造税則の頒布あるを

明治十九年一月十七日

長野県知事 木梨精一郎

ただ取りあげるだけでなく、業界保護の施策を打ち出す一方、工業としての技術指導も始まった。悪酒横行による声価の没落、相次ぐ倒産者の続出、そして、生産量が史上最悪のどん底に沈む業界の姿を見ては、業者自体もまた、何とかして祖業の挽回にむかい、声価の取り戻しに情熱を燃やさなければならなくなったのである。南佐久の黒沢晃治の酒蔵には、今も明治時代に出版された酒造研究書が数多く保存されているが、そのことごとくが二〇年代のものであることは、その頃、信州の酒造家たちがこぞって、如何に工業としての醸造に情熱を傾け始めたかを如実に物語っている。それらの書物は、酒造用要調法規（一九年）有利酒早造明法伝記（一九年）醸造秘訣（二一年）酒造要法記（二二年）改良清酒実地百驗（二一年）改良酒造実利法（二四年）酒造家宝

の造り高の足どり (長野県統計書・単位石)

南安	北安	更級	埴科	上高	下高	上水	下水	長野	松本	上田	合計
											174,192
7,899	8,871	8,871	6,249	3,751	6,563	17,512	3,470	—	—	—	184,218
6,576	7,968	7,255	4,935	2,508	4,578	14,228	2,031	—	—	—	131,149
4,397	6,535	5,140	4,266	2,151	3,447	10,505	1,935	—	—	—	105,061
7,125	8,220	7,656	5,799	3,085	5,655	15,284	2,442	—	—	—	152,516
6,359	7,361	6,441	5,225	2,712	5,164	13,592	2,157	—	—	—	134,783
7,125	8,220	7,999	5,799	3,085	5,655	15,284	2,442	—	—	—	152,784
8,024	8,167	5,803	3,810	2,654	5,080	13,670	2,168	—	—	—	134,127
8,427	7,872	更埴合	9,053	2,803	5,345	15,814	2,232	—	—	—	135,989
8,408	7,594	せて	9,161	3,104	5,627	18,270	2,331	—	—	—	143,582
9,212	8,251	6,404	2,999	3,536	6,020	18,252	2,646	—	—	—	152,782
9,228	8,314	6,751	3,603	3,847	6,878	17,599	2,943	—	—	—	164,935
9,387	8,172	6,793	3,792	4,115	5,827	19,607	2,862	—	—	—	145,584
9,006	7,778	4,900	2,561	3,192	5,866	12,086	2,610	5,768	—	—	142,677
9,838	11,378	4,920	2,831	3,657	5,515	11,309	3,551	5,857	—	—	161,223
9,987	9,153	5,009	4,202	3,553	6,282	12,251	2,747	4,840	—	—	149,437
9,987	9,153	5,008	4,201	3,552	6,282	12,251	2,747	4,839	—	—	149,481
12,770	8,868	5,206	3,087	4,360	7,274	12,057	3,379	4,840	—	—	146,106
8,062	6,072	4,281	3,136	4,887	5,693	10,376	3,095	2,611	—	—	113,174
5,564	7,708	4,751	2,427	3,314	5,634	8,486	3,065	3,357	—	—	120,226
9,423	6,945	3,978	2,174	3,665	5,554	6,595	3,149	3,298	—	—	114,596
6,819	5,786	3,948	1,847	3,386	4,169	6,253	2,447	2,426	—	—	103,967
8,124	7,670	4,991	2,084	4,232	5,198	7,917	3,076	3,680	—	—	134,087
8,094	8,850	5,493	2,367	5,150	5,845	9,437	3,482	3,829	5,219	—	153,150
7,347	7,804	4,412	2,178	4,016	4,786	7,856	3,062	3,086	4,618	—	126,667
6,651	7,610	4,035	2,486	3,815	4,480	7,499	2,760	2,544	4,228	—	121,225
6,977	7,810	3,889	2,478	4,234	5,182	8,879	2,918	3,073	3,268	—	125,596
6,840	7,653	3,811	2,429	4,152	5,094	8,701	2,863	3,012	3,203	—	123,120
6,652	8,060	4,495	2,460	4,243	5,518	9,895	3,054	3,324	3,364	—	134,304

典(二六年)酒醬油石数算出計法(二七年)などであるが、中でも『酒造家宝典』は長野県知事浅田徳則が題字を、長野県収税長長尾泰辰が序文を書き、直間税署岩村田分置糶田字吉の著作を同署長丸山久男が校閲し、その土地の岩村田活版所から出版したものであって、酒造諸法規を初め信州における酒の造り方や、先進地におけるそれらのすべてを紹介し、技術改善の詳細な手引書となっている。

その序文に「酒造はなお蚕児を養うが如し。蚕児は精良なる蚕種より発生せしものに非ざれば、たとえ天候の宜しきを得るも、いかに善成の桑葉を採むも、いかに養成の周到なるも、なお冒險の事業たるを免れず、いわんや変化極まりなき酒造におけるをや」といつているところを見れば、当時、既に日本一に発展していたこの郷土の養蚕業に負けまい

明治時代における信州清酒

	南 佐	北 佐	小 県	諏 訪	上 伊	下 伊	西 筑	東 筑
明治13 (郡別不明)								
16	8,846	12,978	19,285	10,063	15,792	20,660	5,618	24,718
18	5,320	8,783	14,356	7,216	9,572	13,376	4,184	18,256
19	6,359	7,159	11,999	6,958	7,679	10,046	3,294	13,223
20	8,647	11,053	17,707	9,665	12,369	14,508	4,750	18,543
21	7,374	8,876	15,385	8,263	10,566	13,440	4,427	17,433
22	8,647	11,053	17,671	9,677	12,369	14,457	4,750	18,543
23	7,571	7,371	14,610	8,112	10,939	14,308	4,776	17,058
24	7,478	7,768	13,984	8,595	11,556	14,018	4,002	17,043
25	8,887	9,075	13,602	9,632	11,775	15,205	4,429	16,475
27	10,167	9,059	13,998	9,923	13,815	16,731	4,948	16,814
28	11,082	9,059	13,432	11,549	18,242	17,947	11,201	13,364
29	9,763	9,352	15,247	10,697	12,585	19,446	4,659	21,280
30	8,572	7,788	12,915	7,865	13,640	17,582	4,313	16,235
31	5,091	6,349	20,296	8,884	14,520	17,310	4,391	25,524
32	9,452	8,315	11,892	7,662	13,740	16,217	4,565	19,570
33	9,451	8,315	11,891	7,661	13,740	16,271	4,564	19,569
34	8,588	8,650	13,886	6,215	11,020	14,140	4,936	17,330
35	6,224	8,327	12,433	7,147	11,282	13,989	4,160	13,597
36	7,013	6,256	10,176	7,063	15,025	13,386	3,406	14,459
37	8,516	5,305	12,299	7,620	10,768	12,113	2,735	13,755
38	8,385	5,106	8,551	6,498	9,473	12,295	2,823	16,323
39	11,011	7,197	11,937	8,284	12,298	16,650	3,415	12,474
40	14,712	8,174	13,226	9,455	13,480	19,471	4,442	11,857
41	11,268	6,320	9,631	8,299	11,498	15,048	3,861	9,989
42	9,436	6,212	9,787	9,688	12,595	13,886	3,524	9,869
43	11,605	7,072	9,329	9,429	12,452	14,106	3,026	9,869
44	11,374	6,935	9,142	9,240	12,209	13,825	2,965	9,672
45	12,983	8,204	9,711	9,955	12,781	15,828	3,193	10,584

として、工業としての酒造の樹立を説得していたのである。かくて間もなく、各地に酒造組合の結成となり、県聯合会の大同団結となって、信州清酒振興への逞しい進軍が始まるのであって、三七年には、醸造試験所官制が公布され、東京滝ノ川に初めて国立醸造試験所に設けられるに至った。

改良酒、利とり酒、名とり酒

明治から大正へかけて、県下の業者たちが情熱を傾けた酒質の改善は、総じていえば、いゝ米を使って精白度を高め、水をのぼして口当りを軽くしなければならぬということであった。この郷土での以前の製法は、食用よりもむしろ悪い米を使い、せいぜい一割減りぐらいの精白にし、米一に水〇・八程度の、極めて濃度の強いものであった。江戸時代の天明頃、松代城下の酒屋八田嘉右衛門は、既に関西から杜氏を招いて技術の改善をはかり、「黄菊」と呼ぶ銘酒を売り出したというが、その頃まで造られていたものは「その色は黄檗を掻き立てた如く濃厚にして、朱盃に盛って飲み終るに密の如く底に残った。当時は酒薄ければ人情また薄しと称し、一般に濃い酒が賞美された」（松代町史）と書いている。それほどに、濃いものであった。

しかし、明治の後半には、そのような濃い酒は、もはや「山家向」といわれ「悪酒」と呼ばれて好まれなくなり、もっと風味の温和なものも要求されてきた。そのためには、いい米を使って精白度を高め、水をのぼして造らなければならなかった。旧来の八の水に対し、一〇か一一、二ぐらいの割合まで持っていこうとするものであり、業者はこれを「十水」と呼んだ。十水といふ、精白度を高かめるといふことは、こんにち、それほど問題のようには思われないが、当時は、簡単にそこへ踏み切れない幾つかの理由があった。搗き減りは目に見えて損に感じ、また、造る段階で濃い酒をつくり、売る段階で量をふやせば、それだけ造石税が安くてすんだし、水を割っての小売りができなくなれば、それだけ販売妙味も減ったからである。しかし、酒質の改善を何とかして導き出さなければとする県当局や税務関係の技術者たちは、専ら改良への説得を急いだ。明治二六年に刊行された長野県税務官吏の著『酒造家宝典』の中で、左のように説いている。

△米質の良否識別並に搗き方▽

酒造に供する米質の良否及び搗き方は最も肝要のことなり、醸造米として、優等なるは魚類を散

布せし水田より得たるものにして、光沢多く、これを蒸餾するに極めて粘着力あるは魚油の自然に含有するにあるか。次を水田にして魚肥を施さざる所の米とする、これ水分多きを以てのみ。知名の酒造地においては水田地より産する所の米を多く用ゆるという。而して常水場に非らざる田地の米は下等なりとするも、塩分多き種類或は石灰草肥等の肥料より収穫せし米に比すればなお上位にあり、何となれば石灰その他の肥料より得たるものはその質粗悪にして光沢少なく、これを蒸餾するに極めて粘着力に乏しく、したがって醸酵強盛ならざるを以て、醸造米に不適當なればなり。

米質の取捨すべきものそれ斯の如し。これより搗き方の如何を説かんに、搗き方に至りては今や完全なる精米蒸気機械のあるを以て、これにまかすれば短少の時間にて精白を極むる、到底人力の及ばざる処なるを以て例外とし、その他においては手搗きを最上とし、足踏みこれに次ぎ、而して水車はその次なりとするも、搗き方の疎密は醸酒に著しき差異をあらわすものにして、元来地方の酒造家は搗減の程度を大約一割内外とするも、表面上の搗減の少きより利益あるが好く想見するは甚しき誤謬にして、醸製の後酒味芳醇ならず、粕は多量にして垂歩合少なく、かつ火保悪しく、ために盛夏の頃になれば二回ないし三回以上の火入れをなし、酒精分は蒸発飛散し、数量は一個毎に百分の三を減じ、結局損失に帰する知るべきのみ。酒造の巨頭たる灘地方にては大約搗減二割五分以上三割とするを以て、一つ火にて保つを得るのみならず、酒味また巨頭の称に適す。故に銘酒を得んと欲せばすべらく搗減をおしまず、以て地酒の冷称を脱脚せよ。

活版印刷本にまでして呼びかけたこの指導方針は、当座、経営的打算にもからんで、そう急速に、全面的に浸透していくわけにはいかなかったが、各地に酒造組合ができ、県聯合会の結成を見るようになると、それらの活動によって次第にひろがって行き、先覚的業者の、信州清酒の声価高揚のための声となって、同業説得の運動展開ともなった。当時、これを「改良酒」と呼んでいる地方もあり、明治三六年発行の『下高井繁昌記』は次のように記録した。

△下高井繁昌記▽ 当郡内に有名なる酒多し。延徳村亀屋酒造の蓬萊、鶴亀。同村柴本屋の白菊、初桜、飯森。中野町井賀屋の岩清水、福美人、末広、店主小古井諦造氏は関東地方の先進地をくまなく廻り、改良酒に苦心せり。中野町関酒造店の勢、玉川、桜川。店主関申七郎氏は下高井酒造組合創立以来組合長たり、その酒は改良醸造と称せらる。平穩村杓野玉村酒造に星の井、玉司、

玉泉、松の尾あり。文化元年の創業にして、店主佐藤喜惣治氏は常に近隣の業者を歴訪し、改良を説くに汲々たり。製造の半ばは群馬に移出し、中野町に支店を設け、長野にも販売す。平岡村市川酒造店に旭の出、入舟、若竹。科野村花岡酒類醸造所に雲の井、金谷、金鶏あり。明治三十年京都市創設記念博覧会にて三等賞、三十三年貿易博覧会にも三等賞をとりて、改良酒の模範たり。このほか江部にも酒造家あり。

同じ頃、信州には「利とり酒」「名とり酒」と呼ばれるものが大きく話題にのぼっていた。専ら、佐久地方が「利とり酒」の行き方をとり、町場に近い都市近隣の酒造家たちは「名とり酒」の方向をとったといわれている。

△藤井伊右衛門氏談▽ 「利とり酒」というのは、米をあまり白くせず、水を入れないで濃い目につくり、販売するときになって水を割る方式であった。このことは、税金の対象となる造石高がすくなくてすむので、自然、生産コストも安くなったから、地元の小売屋へ卸す値段が安くてすんだ。税金がすくなくて済み、小売者が仕入れよくなれば、工業としての経営的には進歩したものになる筈である。だから「利とり」というのは、いつて見れば「より工業的に、利益の多い酒」といえた。これに対して「名とり酒」は、工業としての利を増すというよりも、どちらかといえば、本場ものの「名のある酒」に近づけることにつとめるという行き方であった。すでに灘の酒がどんどん入ってきて、たとえば長野市権堂などの料亭では、灘酒が人気を集めているほどだったので、都会向けには、どうしても、それらの名のある酒に負けないものにならなければならなかった。つまり、利益よりも、時にはそれを無視しても「名とり」を急ぐ必要があったのである。「利とり酒」が、より工業的経営的であったのに対し、「名とり酒」の方は、より趣味的、工芸的であったといえよう。

このようにして、明治三〇年代におけるこの郷土では、県の指導する「改良酒」をめぐる、より工業的な行き方と、より工芸的な行き方とが併行しながら、酒造界が進んだのであり、より工業的な意図を蔵して進んだ佐久地方に、早く、大手メーカーが発達し、より工芸的と思われた諏訪地方に、集団的産地化傾向が生ずるといふ二つの特長を描き出した。しかし明治末期になると、佐久地方にも次第に「名とり」にむかうものが現れ、「名とり酒」地方にも、工業的な要素が必要とされるようになり、両者相まわっての工夫と努力

が、信州清酒を育てあげて行くのであった。

酒造仲間から酒造組合への発展

明治三二年（一八九九）に酒造組合法が公布され、今日的法制組合が出発する以前は「酒造仲間」と呼ばれるものによって、業者の結束が固められていた。明治九年、長野県が成立したとき、酒造営業者取締規則が制定され、それに基づいて、郡の大小にしたがい、ブロックごとの酒造仲間が結ばれたのである。選挙によって頭取がえらび出され、組内の納税から看板の出し方まで大小の世話を見、上意下達の機関となっていた。

酒造営業者取締規則

（長野県文書）

第一条 諸醸造取締人ノ義各大区限但分割モアレト醸造営業者共撰挙ノ上人
名県庁エ申立候上ハ改テ営業上頭取ト可相唱事
第二条 諸醸造税及営業税ノ義毎年四月九月十月收納ノ節申達次第持
場限取纏メ日限通収納可致事

但 各営業者ハ右日限三日前頭取方エ持參可致事

第三条 石代相場決定ノ場所駄売相場今年十月一日ヨリ翌年六月三十
日迄一ヶ月ツツ其翌月五日以前以郵便可差出事

但 新酒古酒ニ不限其時々売捌直段ノ一石代価ヲ可申立事

第四条 酒類受売営業者ハ右頭取ノ差配可受義ト可相心得尤與廃業共
戸長副連印願立候分一ヶ月取纏其持場頭取ヨリ可相達事

但 濁酒営業者ニ県税徴収候得共是又頭取差配ト可相心得収税等ハ申

達次第可相納事

第五条 頭取ハ二百石以上醸造但区内二百石醸造無之者ハ百石以上ニ
限ルヘシ皆百石以下ナレハ隣大区ニ
テ兼務ニテ造方等功者ノ者ニ限り一大区一名トス遠隔ノ場所ハ兩三
不苦事

名ニテモ苦シカラス然レトモ兼テ廻状順等ヲ注意スベキ事

第六条 頭取ハ三ヶ年ヲ一期トシ交代スヘシ

但 営業者共衆望ニ寄り勤続スルモ妨ナシ其段可申立事

第七条 受売営業者共エ看板ノ義各自取捨候分ハ頭取共ニ兼テ申渡候
寸法通ニ可致且頭取ヨリ相渡候節ハ金拾二錢五厘以内ノ代償可受取候事

第八条 新酒初絞揚ノ上官員検査ノ上ナラテハ売捌不相成二度目ヨリ
ハ兼テ申渡候雛形ノ通可届出皆絞揚ニハ必ズ上官員検査可及候条絞揚帳売
揚帳仕入帳米洗帳等ヲ取揃正路ニ検査可受事

但 官員検査ノ節ハ必ず頭取随行可致事

第九条 持場内營業人共不正ノ義有之節ハ其責頭取ニ歸シ候間平常過造其他密造等無之様精々可致注意候事

但 過造其他不都合ノ義有之節ハ他ノ場所内ト雖モ迅速ニ県庁其他最

寄警察分署屯所等ニ密報スヘシ

第十条 受売營業人は素ヨリ鑑札下居候エドモ無鑑札ノ者売捌居り等

ノ聞ヘ有之節ハ御主意申聞セ鑑札願下ケ方申聞候テ以来売捌不致趣ニ候

ハ、村吏連印書付取之可届出再応申聞尚密売候モノ判然スルニ於テハ其

確証ヲ以可訴出事

但 無鑑札ノ者タリ共煮売屋ニテ爛酒売買候ハ此限りニアラス

第十一条 頭取給料ノ義ハ一周年間出頭帳ヲ製シ出頭帰村ノ度々掛見

留印ヲ申請巡回ハ巡回帳ニ其所營業人共証印申請持廻ノ人夫ハ帳面ニ里

数相認承知付印形ヲ証トシテ一ケ年間決算ノ上持場内戸数又ハ造高ニ割

合可成負担不相応ニナラザルヨウ決算ヲスマシ、ソノ段写シヲ以テ届出

申スベキコト。

右ノ通候事

明治十年 月 日

酒造仲間、ほとんど全部が「松尾講」を組み、松尾社を拠りどころとして運営されていた。しかし、明治も二〇年代に入ると、この規則で示されているような上意下達的、密造密売の取締的、或は専ら納税機関的な仲間意識だけに甘んじてはいられなくなった。つ

ぎつぎに追っかけてくる増税に対しては抵抗を示すべきだと考えたし、価格についても充分な自主協定をおこなって、経営を防衛しなければならなかった。原料米の仕入れについても情報を交換し合って、より有利な道をえらぶ必要があったし、業界が一体となつての品質改善にも迫られてきた。そこで、彼らは自主独立的な酒造組合の結成を考えた。たとえば、明治一九年には早くも灘五郷が酒造組合を組織し、二二年には福岡県酒造組合が創立され、二四年には関東中部一府一九県の酒屋が東京に集まって、酒造家連合会を結成した。

このような情勢の中で、日清戦争後の二九年、酒税法を改正した政府が、その付則の中に「酒類の製造をなすものは、府県若しくは税務署管内を一区として酒造組合を設くべし」と規定し、ついで三二年には酒造組合



伊那組合が29年まで使っていた樽の底には「酒造仲間」と書いていた。間もなく伊那酒造組合となったのである（高遠 黒河内 太郎氏蔵）

法を制定した。日清役の勝利によって、ほうはいと勃興してきた工業熱に竿さし、醸造工業をも振興せしめ、その税源を培養しようとしたのである。そのための組合づくりであったから、組合規約の冒頭に技術向上への努力を強調せしめ、かくて今日への法制組合が発足し、酒造仲間はその役割を終った。

長野県でも、酒造組合法が公布されると同時に、相ついで各郡ごとの組合がつくられ、その後、税務署の改廃統合によって、次第に税務署単位の組合が確立していった。いずれも、創立当時は組合規約とか定款とか呼ばれるものではなく、『組合契約書』といわれていたが、一例として南佐久組合のものを記録しておこう。

南佐久酒造組合契約書

明治三十一年十二月法律第二十三号改正酒造税法及明治三十二年七月
勅令第三百四十号酒造組合法規則ニ準拠シ組合契約書ヲ作成スル左ノ如シ

第一章 名称種類及区域位置

第一条 本組合ハ南佐久酒造組合ト称ス

第二条 本組合ハ酒造税法ニ依ル酒類ヲ製造シ之ヲ販売スル者ヲ以テ

組織ス

第三条 本組合ハ臼田税務署管轄内ヲ以テ区域トス

第四条 本組合ハ事務所ヲ南佐久郡 番地ニ置ク

第二章 目的及業務

第五条 本組合員一致団結シテ従来ノ弊風ヲ矯正シ醸造及保存ノ方法ヲ攻究シ營業一般ノ誠実ヲ守リテ納税義務ヲ尊重シ斯業ノ発達ヲ図ルヲ以テ目的トス

第六条 本組合ハ組合員中隠蔽逋税ヲ図リ正業者ヲ妨害スル行為有リト認ムルトキハ速ニ警告シ且ツ税務署ヘ報告スルコトアルベシ

第七条 本組合ハ業務ノ便宜ヲ図ラン為メ各府県ノ企業組合ト気脈ヲ通シ数府県若クハ全国酒造組合联合会ヲ組織スルコト有ルベシ

第八条 本組合ハ酒造ノ改善進歩ヲ促ス為メ酒造ニ関スル研究会又ハ品評会ヲ開クコトアルヘシ

但 本条ニ関スル規定ハ評議員会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 本組合ハ慣例ニヨリ清酒ノ販売価格ヲ定メ其相場表ヲ各組合員ノ店頭ニ掲出セシムルモノトス

第三章 役員ノ選任任期及権限

第十条 本組合ハ諸般ノ事務ヲ処理スル為メ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名

副組合長 一名

評議員 五名

第十一条 本組合ノ役員ハ組合員中ノ男子ニシテ満二十歳以上ノ者タルヘシ

但 組合員ニ非スト雖モ組合員ノ家族ニシテ適任ノ者ト認ムルトキハ薦任スルコトヲ得

第十二条 本組合ノ役員ハ組合總會ニ於テ選挙ス

第十三条 役員ノ任期ハ各二ケ年トス

但 満期ニ至リ再選スルコトヲ得

第十四条 選挙ハ投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス若シ同数ナルトキハ年長者ヲ執リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 役員ノ当選者ハ左ノ事項ニ該当スルニ非サレハ辞任スルコトヲ得ス

一 疾病ニ罹リ任務ニ堪ヘサル者

二 ケ年以上組合ノ役員ヲ任続シタル者

第十六条 正副組合長欠員トナリタル時ハ補欠選挙ヲ行フベシ評議員ハ三分ノ一以上欠員ヲ生シタルトキ又ハ組合長ニ於テ必要ト認ムルトキ補欠選挙ヲ行フモノトス

但 任期ハ前任者ノ残期間トス

第十七条 組合長ハ組合ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ統轄ス

但 事重大ニ涉ルモノハ評議員会ノ決議ヲ経ル者トス

第十八条 副組合長ハ組合長ノ事務ヲ補佐シ組合長事故有ルトキハ之ヲ代理ス

第十九条 評議員ハ常ニ組合員ノ行為及營業上ノ状態ヲ視察シ組合長ノ招集ニ応シ諸般ノ事項ヲ決議スルモノトス

但 視察シタル状況等ハ其時々組合長ニ報告スベシ

第二十条 役員ノ外事務員一名ヲ置キ庶務会計ニ従事セシム
但 事務員ノ撰任及解任ハ組合長之ヲ専行ス

第四章 集会及会議

第二十一条 集会ヲ分ツテ總會評議員会ノ二種トシ各通常ト臨時トニ区分ス

第二十二条 春期通常總會ハ毎年五月之ヲ開キ第二章ノ事項及其他ノ

緊要事件ヲ議定ス

第二十三条 秋期通常總會ハ毎年十月之ヲ開キ前条ノ事項及前年度經費ノ精算事務ノ要領ヲ報告シ其ノ年度ノ經費予算ヲ議定スルモノトス

第二十四条 臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ト認メ又ハ評議員二名若クハ組合員五名以上ヨリ會議ヲ要スル日的事項ヲ示明シ請求有リタル時之ヲ開ク

第二十五条 通常評議員会ハ通常總會ニ提出スヘキ議案調査ノ為メ毎年五月及十月臨時評議會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ又評議員三分ノ一以上ヨリ請求有リタル時之ヲ開ク

但 時宜ニヨリ通常評議員会ヲ省略スルコトヲ得

第二十六条 評議員会ニ於テ決行スヘキ要項左ノ如シ

一 經費予算案ヲ評決シ決算報告書ヲ作ル事

二 予算ノ項目ヲ流用シ及予算外緊急必要ヲ生シタル時之カ収支ヲ定ムル事

三 前二項ノ外必要ノ事項

第二十七条 會議ヲ招集スルニハ会場及日時ハ少ナクモ開会五日以前ニ組合長ヨリ通知スルモノトス

但 急施ヲ要スルトキハ此期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十八条 總會及評議員会ハ組合長ヲ以テ議長トシ組合長事故有ルトキハ副組合長之ニ任シ副組合長事故有ルトキハ會員ノ互選ヲ以テ臨時議長ヲ定ム

第二十九条 總會及評議員会ハ総数ノ二分ノ一以上出席シ其出席員過半数ノ同意ニヨリ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ意見ニ依ル

但 同一ノ議事ニシテ開会再会ニ涉ルモ尚其ノ数ニ滿サル時ハ出席員

ニテ決議スルコトヲ得

第三十条 組合総会ニ出席シ能ハサル者ハ組合員又ハ家族若クハ直接自己ノ營業ニ従事スル者ニ代理セシムル事ヲ得ト雖モ評議員ノ代理ハ必ス他ノ評議員ニ限ルモノトス

但 代理者ヲ出ス時ハ委任状ヲ提出スベシ

第三十一条 此章ニ規定セル会議ニ対シ自己ノ身上ノ利害ニ關係スル者ハ弁明ヲ為スコトヲ得ト雖モ其採決ニ加ハルコトヲ得ス

第三十二条 会議ハ議事録ヲ製シ決議ノ要領出席員ノ氏名ヲ記録シ議長及出席員二名以上之ニ署名捺印スルモノトス

第三十三条 会議ハ時宜ニ依リ正式ヲ略シテ相談会ト為ス事アルヘシ

第三十四条 議事細則ハ別ニ之ヲ設ケス議長ノ整理ニ任ス

第五章 組合経費ノ負担及徴収方法

第三十五条 本組合経費ノ負担及徴収方法ハ経費ノ総額ヲ折半シ二分ノ一ヲ製造場数ニ二分ノ一ヲ造石高ニ割リ当テ徴収スルモノトス

但 製造場数ハ十月一日ノ現在数ニ造石高ハ前年度ノ皆造査定石高ニ依ル新ニ開業シタル者ノ石高割ハ見込造石高ニヨルモノトス

第三十六条 本組合ノ経費ハ十月三十日限り徴収スルモノトス

第三十七条 組合員ニシテ負担金額ヲ延滞シタル時ハ監督ヲ加ヘ尚六十日以上納付セサル時ハ評議員会ノ決議ヲ以テ民事訴訟法ニヨリ之ヲ請求ス

但 督促ニ要シタル費用ハ怠納者ノ辨償トス

第三十八条 本組合ノ通常経費ハ会議費組合聯合会費報酬給料旅費日当及諸雑費ニシテ他ニ支出算ノ不足ヲ補充スル為メ予備費ヲ置ク

第三十九条 本組合ノ会計年度ハ其ノ年十月ヨリ翌年九月迄トス

第四十条 本組合員ハ何時タリトモ会計ニ関スル帳簿ヲ閲覧スルコト

ヲ得

第六章 組合契約違反者処分方法

第四十一条 組合員ニシテ組合契約其ノ他組合ノ協定セシ条項ニ違反シタル時ハ総会ノ決議ニ依リ拾円以上百円以下ノ違約金ヲ徴収ス若シ応セサル時ハ民事訴訟法ニヨリ之ヲ請求ス

第四十二条 役員中違約処分ヲ受ケタル者ハ直ニ其職務ヲ停止シ爾後満三ケ年間役員トナル権能無キモノトス

但 組合員ニシテ違約処分ヲ受ケタル者又同シ

第四十三条 本組合ニ於テ違約処分ヲ為シタル時ハ其ノ氏名事由ヲ地方長官及稅務管理局ニ報告スルモノトス

第七章

組合ニ於ケル造石稅担保ニ關スル決議方法並ニ施行規則第三十一条第一項ノ通知ヲ受ケタル時ノ処分方法

第四十四条 酒造稅法第十四条第四項ニ依リ組合ニ依テ納稅ヲ担保スル時ハ組合総会ニ於テ議決シ組合長ノ名ヲ以テ提出スルモノトス

第四十五条 酒造稅法施行規則第三十一条第一項ノ通知ヲ受ケタル時ハ組合ハ其ノ金額ヲ二分シ一ハ製造場数ニ一ハ皆造査定石高ニ賦課徴収シ通知ヲ受タル日ヨリ十日以内ニ完納スルモノトス

第八章 加名退名及異動

第四十六条 本組合ニ加名セントスル者ハ加名届ヲ差出シ契約書ニ記名調印スヘシ

第四十七条 組合員ニシテ廢業若クハ組合地区域外ニ移轉シタル時ハ事由ヲ具シタル退名届ヲ差出スヘシ

但 他ノ理由ヲ以テ退名スル事ヲ得ス第四十八条組合員死亡シタル時ハ相続人ヨリ治産ノ禁ヲ受タケル時ハ補佐人若シクハ後見人ヨリ異

動届ヲ差出スヘシ

第四十九条 組合員左ノ各項ノ一ニ該当スルトキハ其旨ヲ届出ヘシ

一 住所氏名変換

二 組合地区域内ニ於ケル営業場移転増設及二ヶ所以上ノ営業場中其一ヶ所以上ノ廃止又ハ組合地区域外ニ移転

第九章 雑則

第五十条 本組合ノ公文ニハ組合長ノ名ヲ用キ役印及組合ノ印章ヲ押捺スルモノトス

第五十一条 組合ノ役員ハ総テ名譽職トス

第五十二条 組合役員ノ旅費日当及事務員ノ給料ハ別ニ之ヲ定ム

第五十三条 組合聯合会ヲ開設セントスル時ハ更ニ其組織ニ関スル規約ヲ締結スルモノトス

第五十四条 本組合ノ契約書ハ總會ノ決議ニ非サレハ修正加除スルコトヲ得ス

右各条ノ規定ヲ確守スル為メ同盟者茲ニ記名調印スルモノ也

県酒聯の創立と、その活動

明治四〇年代に入ると、各税務署の酒造組合が次のように出そろった。この一覧表によると、明治末年頃、最も多くの組合員を持っていたのは下伊那であり、中信や上伊那がこれに続いた。生産量では中信が群を抜いて首位に立ち、下伊那、上伊那、上田、南佐久、諏訪などがそれを追っかけていた。ここで注目したいのは個々の業者の経営規模であるが、平均的には、南佐久が一場あたり六〇〇石を超えて先頭を切り、ついで諏訪の四〇〇石、中信、北佐久、下伊那の順位であった。このことは、零細なものが次第に清算され、近代的企業規模への方向が、既に、これらの地方から早目に辿られ始めていたことを物語っている。

長野県酒造組合聯合会創立頃の単組一覧

組合名	創立年月日	組合長	収支予算(単位銭)	組合費賦課率(単位厘)	構成人員	造石高(単位石)
北信	明治三二・一一	藤井伊右衛門	一、二九二、〇三三	納税額に対して一定額の基本金積立	三四	
上伊	三二・一一	井沢弥一郎	一九二、二八	一人当営業割一、三八〇 百石当造石割六〇〇	五二	九、四一九

諏訪	三三・一二	土橋源蔵	一五八、二五	〔一人当平均割二、三五〇石当造石割九〕	二一	八、一二六
下伊	三三・一	上柳喜右衛門	四二九、九〇	〔一人当別割一、〇〇〇石当造石割二、〇〇〇〕	七三	一五、〇〇〇
北安	三三・一	福島忠一	八八、一〇	〔醸造場割一、〇〇〇石当造石割一、〇〇〇〕	二〇	七、六一〇
上高	三三・一	市村善輔	一一三、五四	〔醸造場割一、九〇二石当造石割二、二一〕	一八	三、七〇一
下高	三二・九	関中七郎	一六六、九一	〔製造場割二、八四八石当造石割一、一五〕	二五	五、六〇〇
下水	三八・一〇	田中養助	一七三、〇〇	〔醸造場割六、一七八石当造石割三〕	一四	二、七九一
東筑	三二・?	亀井泰一郎	六二五、六一	〔一人当平均割一〇、〇〇〇石当造石割?〕	四二	一二三、四五〇
南安	?	藤森馥一郎	五一〇、七一	〔一人当平均割?石当造石割?〕	一九	
〔註〕	県聯創立後の四三年五月、東筑松本市南安合併して中信組合となる、組合長亀井泰一郎					
上田	四三、一	沓掛正一	二八九、二一	〔一人当平均割三、三五〇石当造石割一、一五〕	四四	九、四一九
〔註〕	初め小県組合と称し、四三年一月上田組合と称す					
南佐	三三・五	木内吾市	二〇〇、〇〇	〔一人当戸数割四、三八八百石当造石割一、〇五八〕	一五	九、三三〇
北佐	三三・六	原 治助	九五、六八	〔一人当平均割一、〇〇〇石当造石割一、〇〇〇〕	一八	六、〇七七
〔註〕	大正二年南北佐久合して佐久組合となる					
西筑	三九・九	川合勘助	三四、〇〇	〔会費制度年未割当二、〇〇〇〕	一七	?
更埴	四三・五	中島啓二郎	一四三、〇〇	〔一人当平均割二、七五〇石当造石割九〕	二六	七、九〇〇
〔註〕	初め更級、埴科両組合あり四三年五月合して更埴組合となる、更に大正二年更埴組合を解散して更級は北信に、埴科は上田組合に属す					

各地区組合が出そろくと、長野県酒造組合聯合会を結成して、大同団結の力を發揮しようとの声が高かまってきた。時の県農商課長直江市輔が中心となって、県当局も力を入れ始め、県嘱金子金平が専ら各方面の説得に当った。かくて明治四二年（一九〇九）二月に

は、藤井伊右衛門、上柳喜右衛門、それに県官金子金平らが発起人となり、地区組合の代表全員が長野に会合して、定款を決し役員を選任、聯合会が創立を見たのであり、五月五日には、その設立を認可された。

初代役員には、組合長藤井伊右衛門（先代）、副会長上柳喜右衛門以下評議員木内吾市、市村善輔、亀井泰一郎、関申七郎、土橋源蔵らが選ばれて発足し、爾後、上柳喜右衛門、野原文四郎、飯田慶司、佐藤喜惣治、林七六、井出今朝平、亀井旭彦、和田芳郎らが聯合長に歴任して、昭和二七年、長野県酒造組合に衣替えする時まで、その活動を続けたのである。

長野県酒造組合聯合会定款

第一章 総 則

第一条 本会ハ長野県酒造組合聯合会ト称ス

第二条 本会ハ組合相互ノ気脈ヲ通シ営業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持

スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ事務所ヲ長野県長野市内ニ置ク

第四号 本会ハ左ノ酒造組合ヲ以テ組織ス

佐久酒造組合 上田酒造組合

諏訪郡酒造組合 上伊那郡酒造組合

下伊那郡酒造組合 西筑摩郡酒造組合

中信酒造組合 北安曇郡酒造組合

上高井郡酒造組合 下高井郡酒造組合

北信酒造組合 下水内郡酒造組合

第二章 事業

第五条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ施行ス

一、酒類ノ改良ヲ図ルコト

二、醸造業ニ関スル調査及視察ヲ為スコト

三、博覧会共進会品評会ニ関スルコト

四、講習会講話会ヲ開クコト

五、行政庁ニ意見ヲ述フルコト

六、其ノ他評議員会ニ於テ必要ト認メタル事項

第六条 事業執行ニ関スル細則ハ評議員ノ同意ヲ得テ会長之ヲ定ム

第三章 役員事務員並顧問

第七条 本会ニ左ノ役員事務員並顧問ヲ置ク

会 長 一名 顧 問 若干名

副会長 一名 幹 事 若干名

評議員 八名 書 記 若干名

第八条 役員ハ本会ヲ組織スル組合ノ組合員中ヨリ組合会ニ於テ選挙シ

幹事及書記ハ会長之ヲ任免ス

第八条ノ二 顧問ハ長野県内務部農商課長ヲ推薦ス但シ其ノ他必要ニ応

シ評議員会ニ於テ推薦スルコトヲ得

第九条 役員事務員ノ職務権限左ノ如シ

一、会長ハ聯合会ヲ代表ス

一、副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アル時之カ代理ヲ為ス

一、評議員ハ重要事項ニ関シ会長ノ諮問ニ応シ且業務執行上ノ
監査ヲ為ス

一、幹事及書記ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九条ノ二 顧問ハ各般ノ会務ニ干与ス

第十条 役員ノ任期ハ三箇年トス

補缺選挙ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

第十一条 役員ハ無給トス但職務ニ要スル実費ヲ給スルコトヲ得

第四章 会 議

第十二条 組合会ハ各組合ヨリ選出シタル議員ヲ以テ組織ス

第十三条 組合会議員ノ定員ヲ定ムル標準左ノ如シ

一、組合区域内ノ造石高一万石未満ハ議員一名

一、一万石以上ハ一万石未満ヲ増ス毎ニ一名ヲ増加ス

前号造石高ハ前年度ノ調査ニ依ル但議員任期間造石高及組合ニ異動アル
ルモ之ヲ変更セス

第十四条 組合会議員ノ任期ハ二箇年トス

補缺選挙ニ依リ就任シタル議員ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

第十五条 組合会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一、経費予算並徴収方法ヲ定ムルコト

二、決算報告ヲ認定スルコト

三、財産ノ管理方法及処分ニ関スルコト

四、事業方法ニ関スルコト

五、建議及請願ニ関スルコト

第十六条 組合会ハ監督官庁ノ許可ヲ要セサル事件ニ限り其ノ議決権限
ヲ評議員会ニ委任スルコトヲ得

第十七条 組合会ハ定期ニ毎年九月会長之ヲ招集ス但会長ニ於テ必要ト
認ムル時ハ臨時ニ之ヲ招集ス

第十八条 組合会ハ定款変更ノ場合ヲ除クノ外議員半数以上出席ニ依リ
成立シ其ノ過半数ヲ以テ決議ス

第十九条 議事ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 経費賦課

第二十条 各組合ハ本会ノ経費ヲ負担スル義務ヲ負フ

第二十一条 本会ノ経費ハ造石割及醸造場割トシ各組合ニ賦課ス其ノ割
合ハ毎年予算ノ定ムル所ニ依ル

第六章 定款変更

第二十二条 定款ノ変更ハ議員三分ノ二以上ノ出席ニ依リ成立シタル組
合会ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第七章 加入及脱退

第二十三条 酒造組合法ニ依リ設立シタル組合ハ本会ニ加入スルコトヲ
得此場合ニハ加入金ヲ徴収ス其ノ額ハ評議員会ニ於テ之ヲ定ム

第二十四条 本会ヲ組織スル組合ハ解散スル場合ヲ除ク外脱退スルコト
ヲ得ス脱退ノ場合ハ本会ノ財産ニ対スル権利ヲ失フ

第八章 解 散

第二十五条 本会ノ解散ハ本会ヲ組織スル組合四分ノ三以上ノ同意アル
コトヲ要ス

第二十六条 本会ノ解散シタル時ハ会長評議員ヲ以テ精算人トス

第二十七条 精算人ノ残務権限左ノ如シ

一、残務ノ整理

二、債権ノ取立、債務ノ辨済

三、財産ノ処分

第二十八条 組合解散ノ場合ニ於テハ精算上剰余ノ財産ハ之ヲ現金ニ替

へ最近組合経費負担額ヲ標準トシ解散当時ノ組合ニ配当シ債務ノ辨済ニ
不足ヲ生シタルトキハ前段同一ノ標準ニ依リ賦課徴収ス

県聯創立当時の予算総額は一、二二五円であり、造石割で八〇〇円、醸造場平均割で四二五円を徴収したが、組合員の総造石高は一
一九、七七一石で、一石につき六厘六毛が賦課され、平均割は会員十四組合に対し、一組合三十円の規定で出発した。

こうして単位組合が確立し、県聯が創立されると、
ともに携えて、まず品質の改善に逞しい活動を展開し
たが、その焦点は、年々の熱心な醸造講習会と県単
位、或は地区単位の品評会やきき酒会に注がれた。県
聯創立当時の品評会規程を掲げておこう。

県酒造組合聯合会創立
当時の予算規模

収入	1,225円
1.賦課金	1,220
2.雑収入	5
支出	1,225
1.事務費	485
報 酬	30
雑 給	40
旅 費	320
備品費	20
消耗品費	15
通信費	20
印刷費	15
雑 費	25
2.会議費	
組合議員旅費	200
議場費	5
雑 費	5
3.事業費	
共進会費	50
補助費	50
表彰費	50
講話費	280
4.創立費	50
5.予備費	50

長野県酒造組合聯合会主催第二回清酒品評会規則

第一条 本会ハ県下清酒ノ醸造法ヲ研究シ清酒改良発達ヲ図ルヲ以テ目
的トス

第八条 出品ハ各組合ニ於テ取纏メ十月三日迄ニ本会事務所へ送付スル
但 送付ノ便否ニヨリ直接出品者各自ヨリ送付スルモ差支ナキモ送達
期ハ前項ニ同シトス

第二条 本会ハ長野県酒造組合聯合会主催第二回清酒品評会ト称シ事務
所ヲ長野県庁内長野県酒造組合聯合会事務所内ニ置ク

前項期日後到着シタル清酒ハ審査員会ニ於テ相当ノ理由アルト認め
ルモノニ非サレバ審査ニ附セス

第三条 開会期日ハ大正元年十月五日ヨリ九日迄五日間トシ褒賞授与式
ハ十月九日長野市城山蔵春閣ニ於テ挙行ス

出品清酒ノ運搬途中破損シタルモノアルトキハ本会ハ再出品ヲ求ム
ルコトアルベシ一度出品シタルモノハ総テ引換ヲ許サザルモノトス

第四条 出品ノ審査ハ十月五日ヨリ開始ス

第九条 出品ノ運賃ハ総テ出品者ノ負担トス

第五条 長野県内各酒造組合員ハ本会へ出品スルモノトス

第十条 出品清酒ハ所轄稅務署官吏ノ立会ヲ得テ五石以上ノ現在容器ヨ
リ採取シ其封印ヲ受クベシ

第六条 出品ハ明治四十四年醸造ノ清酒三種以内ニ限ルモノトス

前項清酒ヲ壘詰トナシタルトキハ壘毎ニ「レット」ヲ貼付シ置クコ

ト

第十一条 出品目録ハ九月二十五日迄ニ所属組合へ提出セシメ其各組合

ハ同二十八日迄ニ聯合会事務所へ送付スヘシ

第十二条 出品清酒ハ本会ニ於テ收受シ閉会後ト雖モ総テ返送セサルモ

ノトス

第十三条 褒賞ハ左ノ区分ニ依ル

優等、褒賞、金牌

一等 同 銀牌

二等 同 銅牌

三等 同

第十四条 二種以上ノ出品者ニシテ審査ノ結果二箇以上ノ褒賞ニ該当ス

ルトキハ其内上級ノ賞品ヲ授与シ其他ハ相当褒状ノミヲ授与ス

第十五条 本会ニ左ノ職員ヲ置ク

会長、副会長、事務委員長、商議員、事務委員、書記

第十六条 審査部ニ左ノ職員ヲ置ク

審査長 一名 審査員 五名 書記 一名

第十七条 本会ニ出品シタル清酒ハ総テ審査ニ附ス但シ参考品ハ此限り

ニアラス

第十八条 審査ハ左ノ三点ニ就キ採点ス

一、色沢 二、香 三、味

但 防腐剤「サリチルサン」ヲ含有スルモノハ評点ヨリ三点以

内ヲ減少シ飲食物取締規則ニ抵触スル防腐剤混合スルモノハ擬

賞ノ範囲外トス

第十九条 審査ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

かくて、今日の信州清酒築きあげへの歩みが始まったわけであるが、当時は、まだ鉄道開発が竜峡にまでは及ばなかったために、立ち遅れを憂えながらも、明日を期して、下伊那組合が如何に懸命な努力を展開し始めたか、四二年に県庁へ報告された総会記録を見よう。この報告書は、その頃の全信州を通じて、すべての組合の逞しい蹶起ぶりを偲ばせている。

△明治四二年度下伊那酒造組合決算報告書▽ 本年における本組合業務の成績をあぐれば営業者数七十名、うち休業十名差引現在

醸造者六十名にしてその造石高清酒一万三千九百九十四石四斗七升三合、味淋十七石三斗三升焼酎二百三十四石八斗三升合計一万四千二百四十六石六斗四升一合なり。前年度に对照するときは合せて七百五十八石五斗八升一合の減石を見る。これ前年度の持越し比較的多かりしと、かつ市場の景況不振にして増石の見込み立たず、一般に手控えたりしたためならん。かく造石高減少せる本郡は交通機関極めて不備にして、他地方への輸出を見る能わず、ために地方の購買力の減少は直ちにその影響を蒙るゆえんにして、その沈静不活潑なるは独り本業のみに止まらざるなり。

然れどもこの間本組合は他日の成功を期し、更に改良発達に向かつて歩をゆるめず、麴室築造法を印刷して一般に配布し、或は丹波より杜氏を招き、また郡内二十数ヶ所の酒水を分析するなど、基礎的の改良を促せば着々これが実行を見るの傾向を示しつつあり。而して監督局にむかつては試醸実行を出願すると同時に、本組合員中青年を以て組織せる酒造研究会において麴及び新酒の予備的品評会を開催し、青年及び従業者の奨励に資したり。なお本県聯合会主催酒造改良講習会の聴講及び醸造水分析の普及につとめ、又群馬県主催一府十四県共進会及び北信酒造組合主催清酒品評会の出品方につき極力勧誘につとめ、何れも多数の出品を見るに至りたるなど漸進的改良進歩に腐心熱中しつつあり。

客年十月東京醸造試験所主催第二回清酒品評会において、本組合出品数十九点に対し受賞者数四点の多きに達せる、本組合の名誉とするところにして、又その熱心改良に力を致せる一部の効果の実現せるものと信ず。されば将来益々この方針の遂行につとめ、組合員一同協力一致その目的を達せんことを期す。

小売の話、色刷広告の第一号

明治の初めから、鑑札さえうければ、誰れでも、どこでも卸、仲買、小売の開業ができたが、その時代の小売店には、むしろ料理屋や茶屋などの方が多く含まれていた。「小売とは何んぞや」ということで、明治一〇年、政府は「酒造家または卸、仲買商人から買入れておいて、自家用の人に売渡すものは小売人であり、同時に、飲食店もすべて小売人である」と定義を下し、そして飲食店については料理店、煮売茶屋、居呑茶屋、宿屋、貸座敷業、更にうどんやおでんの行商をしながら一杯飲ませるものなどまでが含まれると、詳細に説明した。

しかし、それでもなお疑問が残った。長野県知事が「宿屋で飲ませるものは小売に入るとしても、宿屋が客に頼まれて近所の酒屋から取寄せてやったものにも鑑札が必要なのか、或は宿屋が自分の飲む分を買うためにも小売人扱いがされるのか」と、そんな伺を大蔵省に立てた例（長野県資料）もあった。

小売業者は縦三尺に横七、八寸の木製看板に『酒類小売所』『酒類卸小売所』などの目じるしをかかげなければならなかったが、農山村に散在する小売屋は別段ほかに品物を並べるのでもなく、土間の片隅に菰かぶりの斗樽をささやかに置いて、農業のかたわら、村びとが買いにくると、トコトコと一升徳利や片口にうつして売るといふ情景が多かった。山村育ちの明治生まれの人びとには、なつかしい郷愁の一つである。

明治一七年に、長野県収税部（税務署の前身）の機構が確立したとき制定された「清酒受売人心得」を見ると、「小売人は帳簿をととのえておき、売上石数と代金を明記しなければならないが、割水をした場合の水量を付記せよ」といい、「販売高には割水分を控除したものを記せ」といつているから、みんな、小売の際、適当に水を割って売ったのである。

長野県統計書に依ると、明治一六年頃、県下には一、一〇六軒の小売店があり、二〇人の仲買人がいたが、一番多いのは上水内で、

明治11年頃の物価表

単位	銭
1石	4.08
1ク	3.50
1ク	2.00
1ク	3.00
1升	3
1貫	321.41
1石	4.00
1ク	3.57
100匁	5.40
200匁	4
1日	14
1ク	20
1ク	8

埴科、北佐久、東筑摩がそれにつづいた。善光寺町を持つ上水内や松本塩尻を持つ東筑摩の多いのはわかるとしても、北佐久や埴科にどうしてこんなに多かつたのか（上表）。維新後、北佐久の岩村田や埴科の坂城には大きな遊廓が繁栄しており、それがみんな小売鑑札をうけていたためかも知れない。

ところで、一六年には千百軒の小売店が僅か数年後の二〇年には二、一九二軒となつて俄然倍増し、同時に仲買人も二〇人から一〇一人と五倍を数え、その上一九四人の卸酒商も登場してきた。すばらしい増加である。当時、県人口は凡そ一一五万、二二万戸であったから、正に百戸当り一軒の酒屋である。ちよつと一杯やるための、小売酒屋の存在しない部落は殆んどなかったであろう。この頃におこなつた製糸工場と養蚕景気が、これをもたらしたのであった。

小諸町は東京から信州への玄関口であり、製糸と問屋の栄えたところであつ

て、町並みには多くの商店が軒をつらねていたが、最も多いのが穀屋、次には

菓子屋で、酒屋が三番目に多く、ぼつぼつ洋酒の専門店も出来始めていた（二七九頁表）。飯田も醸造家の小売が目立つ町並であつたが、

明治二三年に大阪で出版された『信濃商工便覧』を見ると、飯田の部に高名四〇軒が絵入りで紹介され、伝馬町島田屋林蔵、村田屋上

酒類小売人
(明治16年)

84	1,106
103	?
93	32
32	43
43	39
39	103
103	?
?	28
28	85
85	150
150	64
64	57
57	196
196	29
29	

佐佐木訪伊伊筑筑安安級科高高水水計

南北小諏上下西東南北更埴上下上下合

て、町並みには多くの商店が軒をつらねていたが、最も多いのが穀屋、次には



明治後期の酒小売店の店先（飯田町にて）



明治36年の三色刷広告

柳喜右衛門、本町若松屋中沢清兵衛、知久町小西屋松田惣七、池田町綿屋野原文四郎、八幡明治堂平栗伊右衛門など、酒屋が六軒も入っている。小諸の場合といい飯田の場合といい、明治時代の町並は酒屋が中心になって構成されていたのである。

酒の小売値段は、こうした酒造家の小売値段によってリードされていた。たとえば、四三年の高水酒造組合の記録に「米価古今未曾有の暴騰につき、清酒火入値段、酒樽値段を協定し、販売業者に通達す」と書かれている。

二〇年代に急増した小売店が、三〇年から四〇年にかけて鉄道の開設が進むと、更に一段とまた増大した。信越線に乗って越後から入ってくる「のぼり酒」が全県下を広く風靡し、中央線で運ばれる灘や愛知の「下り酒」や東京からの洋酒が、都市部に行きわたってきたからである。この時代までの、つまり明治二〇年代までの「小売店」と呼ばれたものの多くは、こんにち風な小売商店ではなくて、むしろ揚酒屋とか茶屋に近いものであり、鉄道が開けるようになってから、こんにち風な小売店が多くなってきたのである。

ところで、ここに一つ問題がおこった。小売店が、地元の酒を扱いたがらなくなってきたのである。地元の酒を売っていても、晩酌や俄かな客に使う少量の酒は買いに来るが、冠婚葬祭や寄合用の大量になると、みんな、造り酒屋の元へいってしまうから、結局は仕入先の手助けをしているようなもので、商売になら

小諸町の商店数(明治26年)

業種・軒数	業種・軒数
茶	菓子
魚	物
乾物	柿
かんづめ	そば
穀物	たばこ
清酒	油
味噌	洋酒
醤油	牛肉
糍	牛乳
砂糖	

明治時代・酒と米の相場
(長野統計書・単位石)

	酒	米
明治16	12円50銭	7円40銭
20	11. 25	6. 61
25	15. 43	8. 00
30	16. 00	11. 80
35	24. 00	12. 20
40	35. 00	14. 50
45	50. 00	20. 80

がおこってくる一つの動機があったのであり、明治三〇年代は、信州醸酒界にとって、そんな慌しい時勢であった。

県下の酒屋衆が、頻りに販路拡張のための支店づくりを始めたのもその頃である。地元の小売店が思うように扱ってくれないため、自然、比較的遠方での支店づくりということになった。こんにち、町々に、そんなに遠方からの酒をわざわざ扱わなくても、一見、考えられるような小売扱いが少くないが、それにはそれなりに、上述のような歴史性があったのである。

汽車で運ばれるようになると、酒価も、むしろ旅ものの方が安かった。いい酒を造ろうとすれば、自分のところで穫れる米を売っても、本場の酒米をとり寄せなければならなかったし、第一、米不足の信州でもあった。中信酒造組合が四四年の総会報告の中で「地元の米が終ってしまうと、不足米を越後から高率の運賃を以て仕入れなければならないため、酒価が割高についてしまい、これが現下の最大の悩みである」といっている。

明治時代には、小売人だけでなく、造酒家自体も自分の酒が売切れてしまった場合や、時には、米価高騰のため仕込みを減らすようなこともあって、経済的に有利と見れば、むしろ越後酒を買い込み、自店のレットルで売出す例も少なくなかった。ともかくも、こうして、こんにち風な小売専門店がふえ、造り酒屋の支店も多くできると、明治末期には、小売店も酒造家も著しく活況を呈してきた。店頭には清酒だけでなく、レットルの美しい洋酒やビールもならべられて、おいおい装いをととのえ、三〇年代から始まった電灯というものもあかあかと灯して、客足を誘うのであった。そして、その頃から酒のビン詰め売りも始まった。

〔東筑摩、松本市、塩尻市誌〕 その頃、松本市製造の酒は県の内外に移出されるようになったが、しかし、まだそれを上廻る量が東

ないというのであった。小売人は勿論、卸仲買もできるだけ地元の酒を避けて、なるべく遠方の酒、専ら越後酒などに走り、上客のためには灘や京都からの「下り酒」を扱うことになった。良質の酒ができない事情も重なって、酒造家たちは、次第に、上り酒と下り酒の間に挟まれ、なんとか局面打開の必要に追いこまれた。そこに、越後酒に負けない酒、下り酒に追いつく酒造りへの情熱

京、名古屋、横浜、灘から移入されていた。もっとも、これら移入の中には和酒のみならず、かなり多くの、当時の洋酒たる東京国分商店の桐印、甲斐産商の帝国およびエビス印葡萄酒や日本麦酒株式会社醸造の恵比寿ビール・恵比寿黒ビールが入っており、和泉町土橋商店や本町二丁目浦力酒店などで販売された。なお浦力酒店が当地方の輸入酒および清酒ビン詰め発売の嚆矢といわれた程で、酒類の製造販売が活況を呈していたことがよくうかがわれる。当地方の酒造は、どちらかといえば郡部において盛んで、東筑摩郡内の製造高は松本市の三倍になっており、食料品工業中産額では首位を占めている。恐らく松本名産といわれる菓子と比肩するほどか、もしくはその次に位するものであったといえよう。

明治の頃の発展は順調であったが、大正二、三年頃から、経済事情の不況、殊に蚕糸業の不況によって、その需要いちじるしく減退し、松本市内の酒造場は減少し、東筑摩郡下の主だった酒造業者の数も減少した。このとき、酒造業者とその販売業者とは一致して、この頹勢挽回のためのPRに大いに努力した。たとえば松本市内では、劇場キナパークを借り切り、景品つきの無料飲み放題競技会などを催して、その回復をはかったのである。

こうして明治末期には、相当なPR戦が展開されるまで発展したのであり、酒蔵の軒先につるされた『酒ばやし』も一段と大きく、景気を添えてきた。明治一〇年頃の信濃毎日新聞を見ると、他の商品に先んじて、既に柏原の名酒玉の井が頻りに広告を出し、長野栄町の喜多屋久右エ門は、柏原酒と超後酒養老の大売捌所の絵入りの広告を出しているが、明治末期には色刷り広告さえ現われてきた。三六年に発行された『下高井繁昌記』には、中野の関申七郎が三色刷りの広告を出しているし、四〇年には岡谷の豊島屋が、一尺五寸に二尺という多色刷りの美麗な大ポスター（口絵参照）をつくり、そのハイカラさが人目をひいた。今日的な、色刷りPRポスターの、信州における皮切りである。

汽車に乗って、信越酒合戦

明治時代、その末年にいたるまで、信州は総じて米の足りない国、酒の足りない国になった。米不足は、養蚕に熱が入り過ぎて、水田が忘れられ勝ちになったからであり、酒不足は、業者の乱立によって品質が低下し、個々の業者の流通圏がいちじるしく縮まりこんで、停滞し、後退したからである。そして、その間隙に乘じ、新潟酒が進出してきたのであった。信州のそれにくらべ、新潟酒は遙かに優秀品と考えられた。明治一〇年、県庁からの照会に対し、善光寺町の酒屋が次のような回答をした。

清酒輸入取調書

(藤井文書)

一、清酒上八十樽

但一樽二斗五升入
平均二斗六升一合三夕五分
代価金二円五十二錢四厘五毛

此石数二十石九斗八分 孤包無之

但平均一石に付価金五円八十三錢三厘三毛

右は新潟県下越後国頸城郡小出雲村里(以下数字略)程十四里 岡山村八里程の醸造酒類にし

て平均六斗付一駄十里運賃金六十五錢

一、清酒中百四樽

但一樽二斗五升入
平均二斗六升三夕
代価金二円十五錢五厘七毛

此石数二百六十六石六斗七升三合 孤包無之

右は同県下同国同郡鴨嶋村里(以下数字略)程板橋新田村里程大鹿村里程小出雲

村里程吉木村里程其外二俣村今池村関川村高田町里程大田切村岡沢
村新井駅等醸造酒類にして平均六斗付一駄十里運賃金六十八錢一厘

右御尋ねにつき明治九年より同十年十月迄輸入酒類受売人北沢久右エ

門、原善八、米沢松五郎、青山与吉、荒井惣吉外七名買入高詳細取調べ

申上仕り候。長野県上水内郡の儀は山地多く平田少く、米穀酒類とも地方へ輸出等御座なく候。

新潟県下越後国頸城郡村々より輸入はこれあり候得共、酒類の儀は小雪の気節より春は穀雨の気節頃迄中山街道雪中にて馬足相立申さず運輸甚だ不弁利に有之、且又暑中は炎天にて風味の変じ候を氣遣い、輸入も無之候が立秋頃より追々輸入致し候。さりながら当国醸造酒多分に有之年は値段引合不申、若し稲作不熟の年柄には米価引上り、酒類も同様に

付多分輸入も有之候得共、平年は酒の品格を撰み候人の飲料に相用候ま
でにて、第一高値に候へば中以下の者の飲料には相用い申さず候。通常
多くの輸入は御座なく候。

明治十年十二月十二日

藤井伊右衛門

これだけ苦勞を払って運ぶのだから、なるほど越後酒は味はよかったにしても、相当な高値について、中以下の口に入らないのは当然であった。しかし、この一年間に長野町だけで上等清酒二、一五〇石、中等七、二〇〇石、下等一、八〇〇石、そのほかに味淋三三七石、焼酎九六〇石を移入したのであった。長野町内の総生産額を遙かに上廻るものであり、新潟酒がいかに愛飲家の間を風靡していたか、うかがうことができる。

そして明治二六年（一八九三）信越線の直江津上野間が全通すると、こんどは汽車に乗って、その移入が更に増大した。柏原駅におろされた越後酒が馬の背に移されて、黒姫山麓を通り、戸隠や鬼無里までも進出したほどである。三〇年代には、一時、佐久地方さえもが移入超過となり、三五年に長野塩尻間が開通し、三九年に新宿塩尻間が全通すると、越後酒は中信地方をも席卷するに至った。しかも、汽車に乗って入り始めたのは越後酒だけではない。東京や名古屋を通じて灘の本場ものも頻りに入ってきたし、洋酒やビールも相ついで県内の駅頭におろされた。前記の文書でもわかるように、中流以上の家庭では越後酒を好んで、地酒を冷笑し、都市の料亭では、灘の酒や洋酒が話題をさらったのである。

このような姿を目のあたりに見て、信州の酒屋衆も黙っているわけにはいかなかった。業者の中には、江戸時代以来の家業として伝統を誇り、かつては国外へ移出していた者もいるし、よりよい酒をつくるための改良酒の工夫も既に始まった。灘の本場ものは仕方がないとしても、越後酒に立ち向うことができぬ筈がないと考えた。

そこで、越後酒に最も直接的におびやかされている信越国境近い下高井地方の業者がまず立ちあがった。たとえば、下高井郡平穩村の佐藤喜惣治が中野町に支店を出し、中野の関申七郎が須坂に、科野村の花岡善助酒造店が、郡内須賀川村に支店を出したように、三〇年代、信州の酒造家たちは競って、各地に支店を設け、足もとの販売戦線を越後酒の侵入から防衛した。

この結果、三二年頃には、まだ固定はしないけれども、ともかくも南佐久と下高井が出超郡となったのを初め、北佐、小泉、上伊、西筑、上高井あたりからも少しずつ県外移出が始まってきたのであった。勿論、全県的にはなお六千石の入超であって、大部分は新潟

明治32年、郡市別酒類移出入状況（長野県統計書、清酒は石、ビールは本）

		移 出		移 入				
		清酒	移出先	清酒	移入先	洋酒	ビール	移入先
南	北	1,424	群馬	0		1,555	洋酒に含む	東京
	佐	60	〃	175	新潟	12,740	〃	〃
	北	48	〃	400	新潟	21,600	〃	〃
	小	2	山梨	204	山梨愛知	?	4,420	〃
	諏	4	東京山梨	10	兵庫	8,880	?	〃
	訪	0		500	東京愛知	20,000	洋酒に含む	〃
	下	12	岐阜	225	岐阜愛知	1,620	?	〃
	西	0		300	新潟	120,080	洋酒に含む	〃
	東	0		175	東京	?	3,800	〃
	南	0		245	東京新潟	4,500	2,000	〃
	北	0		1,053	〃	7,500	?	〃
	更	0		494	新潟	1,940	36,000	〃
	埴	4	群馬	340	東京新潟	20,880	洋酒に含む	〃
	上	570	〃	282	新潟	?	360	〃
	下	0		1,002	〃	3,000	?	〃
	高	0		1,319	〃	ビールに含む	10,000	〃
	水	0		1,500	東京新潟	?	?	〃
	野	0				?	?	〃
	計	2,124		8,056		?	?	

と、県でも、あらゆる面での産業を振興し、すべての生産物の県外移出を導き出していかなければならなかった。三六年、長野市に開かれた第八回関東実業大会に際し、長野県ではつぎのようなパンフレットを頒布し、将来を展望した。

△長野県の産業一斑▽ 本県は四境をめぐらす峻嶺をもってし、海運の道無く、運輸交通極めて不便なりしが、鉄道開通し、七大道路、即ち第一碓氷峠、第二小県東筑間、第三上水内から越後へ、第四下伊那から三河へ、第五糸魚川線、第六島居峠、第七諏訪から甲府への七大道路開発を企図（明治十五年）、おおい完成して以来、貨物集散の数を増して、商況とみに面目を改めたり。しか

県内の汽車・電車開通一覧

信越線	明治21年長野・軽井沢間開通、同26年東京・直江津間全通
篠ノ井線	明治35年長野・塩尻間全通
中央東線	明治39年塩尻・新宿間開通
飯田線	明治42年辰野・松島間開通、大正11年飯田まで開通、昭和11年豊橋に連絡
中央西線	明治44年塩尻・名古屋間全通
大糸線	大正5年松本・大町間開通、昭和に入ってから糸魚川まで連絡
小海線	大正4年小諸・中込間開通、同7年小海まで、昭和11年小湊に連絡
上田付近諸線	大正13年より昭和3年までに漸次開通
飯山線	大正10年豊野・飯山間開通、昭和4年十日町連絡
長野電鉄	大正11年屋代・須坂間開通、ついで木島へ、同15年長野まで、昭和2年湯田中まで全通

酒が制圧し、次いで愛知や岐阜からも入ってきていた。上表で、移入先を東京としているのは、おおかた灘の本場酒である。

ともあれ、列車開通に依って移出入の変貌が見え始める

明治後期、国鉄による清酒の荷動き

(発送分、長野県統計書、単位トン)

	明治37	38	39	41	42	43	44	45
名原	164	349	206	313	0	21	14	7
礼野	10	8	18	11	0	0	0	7
野田	3	1	2	16	0	0	0	0
吉長	8	23	25	37	0	0	0	0
篠ノ井	86	161	116	163	0	10	5	0
屋代	2	6	11	7	0	0	7	34
坂代	7	19	7	14	0	0	0	0
上田	0	1	5	9	0	0	6	0
大田	8	16	18	18	0	0	0	0
小諸	0	0	0	12	18	0	0	0
代田	63	8	5	2	0	0	0	0
御代	15	188	199	281	7	49	51	80
軽井	0	45	69	121	39	51	67	142
稲山	0	1	0	2	0	0	0	0
麻績	0	0	3	6	0	0	0	0
西条	0	0	4	8	0	0	0	0
明科	3	0	20	31	20	7	15	0
田沢	7	10	18	19	0	0	81	0
本井	0	0	0	6	0	0	0	0
村野	8	33	48	51	7	10	26	21
塩野	0	0	0	1	0	0	0	0
小野	15	2	5	5	6	14	0	0
辰野	0	0	0	1	0	0	0	0
岡谷	0	0	0	51	0	18	45	33
下野	0	0	53	5	0	0	6	0
上野	0	1	1	0	0	0	0	0
茅野	0	0	3	58	55	54	7	0
富見	0	10	15	0	0	0	0	0
合計	0	3	6	1	0	0	0	0
	399	885	809	1,296	152	234	367	317

興すべきを信ず。

三九年には塩尻新宿間、四四年には塩尻名古屋間が全通し、その間、四二年には伊那電鉄が辰野松島間に開通して、県下の幹線鉄道網が完備すると、酒の荷動きもいよいよ活潑になってきた。全体的に県外への移出超過となるためには、なお大正時代を待たなければならなかったが、それへの前段として、県内での流通が大きく広るまってきた。完成した鉄道網に乗り、新らしくひらかれた七大県道にそって、各地域の酒が近隣から全郡的なものへ、或は全県的なものへと流通を拡大していった。

汽車に乗せて、米がどこからでも運ばれるようになれば、米無し地方がそのまま酒無し地方にならなくてもよかったし、いい酒を造って販売に努力すれば、流通圏はいくらでもひろげられた。米無しどころの木曾谷でさえ、西筑摩酒造組合が四五年の総会で「近来、

れども碓氷の特式鉄道はけん引
力に限りあり、新潟の各港はい
まだもって海陸運の連絡上にい
かなからしむる能わず、ため
に商業の発達遅緩たるまぬがれ
がたきも、今や中央線と信越線
とを連絡すべき篠ノ井線は進ん
で塩尻に至り(三五年)中央線
また工事を急ぎつつあり、遠か
らず東線の貫通を見るに至るべ
く、加うるに北陸線の完成近き
にありて、名古屋、大阪、東京
及び北陸方面と活潑なる商取引
をなすに至り、大いに商業の振

東筑、南安、更級への輸出につとめて販路が次第に拡張し、売行き良好なり」と報告しているのを見ても、列車の開通がもたらした流通面の変貌がうかがえる。そして、その流通面における変貌が県内の酒産地の盛衰をも形づくっていくのであった。

前表によって、三七年から四五年に至る、県内国鉄主要駅の酒荷積み出し状況を見よう。日露戦争の直後まで、最も発送の多かったのは、江戸時代から「北山酒」の名をうたわれ、善光寺平一円に行きわたっていた柏原であり、ついで小諸、長野、御代田、松本などが上位の出荷駅となっていた。それが明治末年になると、柏原や長野はいちじるしくその量が減り、かなりの出荷を見ていたその他の北信濃各駅からも、ほとんど酒荷が姿を没してしまった。

信越線開通早々の頃には、それとばかり生産に拍車をかけたのであるが、販売競争時代に入ると、底力のやしなわれていなかった奥信濃の業者たちは、競争に敗れて次第に後退し、その位置を越後酒に奪われていったのである。

その時に当り、佐久の酒造地帯を背後に持つ小諸や御代田駅は依然として積み荷が活潑であり、伊那谷の玄関口である辰野や、湖畔の上諏訪が次第に出荷を盛り返えし、松本もまだ数量的に多いとはいえないが、信越線開通直後は越後酒に追いつめられていた頽勢を少しずつ立て直し始めていた。上表、国鉄各駅における積み荷がすべて県外にいくものでは無く、おおかたは県内での販路拡張を物語るものであり、このほかにも上下高井地方のように依然として馬の背で上州方面に運ばれるものもあったが、いずれにしても、汽車に乗せての流通圏拡大によって、独り越後酒や灘の本場ものに対決するだけで無く、県内業界としてもきびしい競争時代に入ったのである。

日露戦争の直後には、いったん一十トン台に乗せた出荷が、その後俄かに崩れ出し（前頁表）、みじめな落調を辿っているが、これは各駅での積み荷が激減しただけでなく、業界全体に倒産がおこり、税金苦や米価高による休業が続出して、酒造家たちが試練に立たされているときの姿であった。

米作りの話、酒米買いの話

江戸時代、信濃からは可成りな米が県外へ出ていったが、明治時代には後退して、米の足りない国になった。製糸工業がいんしんを極めて都市部に人口が集中し、農村が人手不足になった上に、そこでも養蚕が主体となり、水田にまで桑を植える者が現れたほどだからである。

三二年の県統計では、総産米高百余万石のうち一〇六、八〇四石を県外に出し、四七一、六八五石を買いこんでいる。ほぼ四〇万石近い入超であって、この傾向は長く続いた。移入は大部分が新潟米であり、中国大陸からの外米も入ってきたが、上表中、東京、神奈川、横浜などが移入先となっているものの中には、関西や中国地方から、それらの港に陸揚げされ、峠をこえて運ばれた酒米もあった筈である。

いい酒をつくるために、本場なみの備前米や藩州米を仕入れて配米に使うものがぼつぼつ現れてきたし、殊に、好適米の少い北信濃から小県へかけての酒造家たちは、大部分の酒米を新潟にたよっていた。長野地方の業者の中には、小作米を売って新潟米に買いかえるものもあったし、松本地方でも、土地米を使いつくすと新潟米で補っていた。

配米に使う越後物は穀屋を通じて入る場合もあったが、「サヤ取り」と呼ばれる商売人がおり、彼らは風呂敷包を一つ抱えて、絶えず酒屋を廻って歩き、注文を集めていた。サヤ取りが廻ってこないため、仕入れが心配になるような場合には、仲買人を伴って主人自身や番頭が、胴巻にたくさんの金を入れて、越後の現地に乗りこむ時もあった。仲買入たちはなかなかの情報屋で、どこの村のどの穀屋に行けば、値打ちなものが手に入るかをよく知っていた。彼らは駅に降りると、まず駅前にある倉庫に入り、積み上げられた米俵を見まわしながら、その米自体のことには触れず「もち米はないだろうか」というようなことを言葉巧みに話しかけて、その荷がどの方面から出てきたかを探り出し、さて、それから、ここぞと思う穴場へ買手を案内するのであった。

明治32年、郡市別の米の移出入高(単位石)

郡市名	総生産額	移出高	移出先	移入高	移入先
南佐	50,300	885	群馬, 新潟	3,420	東京, 新潟, 埼玉, 支那
北佐	67,929	3,270	群馬	14,416	東京, 新潟, 群馬
小県	86,859	390	〃	60,222	東京, 富山, 新潟, 神奈川, 支那
諏訪	87,158	301	山梨	19,640	新潟, 東京, 山梨
諏訪上	94,814	50	〃	100	新潟, 東京
諏訪下	100,120	9,406	三河, 遠江	2,800	岐阜, 愛知, 新潟, 支那
西筑	21,577	137	岐阜		愛知
東筑	115,861	0		3,320	新潟, 横浜
南筑	59,670	15	岐阜	3,200	新潟
北筑	57,324	0	〃	40	〃
更級	58,621	0		白米162,530 玄米17,762	東京, 新潟, 神奈川
科高	18,970	0		3,909	新潟
高上	26,189	0		22,200	〃
高下	44,245	1,398	群馬, 新潟	2,050	新潟, 神奈川
水野上	81,903	0		玄米20,255 白米7,830	〃
水野下	26,105	316	新潟	406	新潟
長野	4,025	0		120,000	新潟, 群馬
合計	1,002,048	106,804		約471,685	

取引が最も大きく、経営者はいずれも富農、富商であり、取引は固定的であった。

多くの小作人たちが作った米は、小作米として地主のもとに集中され、販売、醸造の二つの経路を通過して商品化していった。米の商品化のコースの一つである醸造家は、いずれも地主と富商に属し、もっぱら酒造に集中した。明治初期、北佐久地方の米は産額の四分の一が、佐久米として上州方面に移出され、或は酒造原料として使われていた。商品となり得る米は、勿論小作米と余剰米とであるが、地主は概ね計画的に販売し、二百十日の作柄を見て残部を処分した。売られていく米を運ぶ中馬は、運搬業者でもあり、一面、行き帰りに馬背の荷物を売買する小商人の性格も持っていて、農民の重要な副業であり、佐久地方には『上州歩き』と『諏訪歩き』の二つがあった。

江戸時代から明治初期のように、酒屋が自分の米だけを、使って副業的に造るという在り方から、次第に専業化し、企業化してくると、新潟や関西の本場配米はもろんだがが、県内自体でも、地域的に酒米の流通が盛んになってきた。

△北佐久郡史▽ 南北佐久地方における明治初期経済の特色は、平坦地における米の生産を軸とし、生産された米が商業的宿駅に集中(穀屋)して、馬背運搬によって主として上州に移出された。小諸と御馬寄は米の大集散地で米相場が立ち、米価を決定した。これに岩村田を加えた三宿に川西、川東地方の米が集まり、中山道や北国街道を馬背にゆられて運ばれた。販売には地主と生産者が直接販売する場合、馬背運搬(中馬)が販売する場合、穀屋間で取引する場合の三つがあった。穀屋間の

△**中信酒造組合事業報告**▽ 本組合四十四年度の事業状況は、次第に優良酒ができ、嗜好家の飲料に適するようになったため、大いに輸入酒を退け、組合業者の売行きを増したが、原料米は、郡内の産米既に不足を告げつつあるを以て、主として米産地たる越後方面より、高率の運賃を支払って仕入れをなすの止むなき状態となりおれり。これに反し酒価は比較的低廉なるが故に、これ本組合の最も苦心するところなり。

△**上伊那郡誌**▽ 伊那谷は江戸時代においても米産地だったので高遠藩や代官所等の領主も、農民もその余剰米を売って金に換えることを考えた。殊に消費地木曾が米の生産地にとほしいところから、この方面への移出が多かった。慶長の頃小野、辰野、箕輪等主として伊那北部地方の米が牛頸峠を越えて木曾の贄川宿に付出されたが、これは後々まで続けられ、その一部は当時木曾谷において多量の酒を造っていた近江商人等の酒米となった。権兵衛峠をこえて送りこまれるものも少くなかった。高遠藩では米穀商の米の移出を容易ならしむるため、特に米に限って問屋への口銭を免除したりした。なおこのほかに伊那南部の村々では余剰米を飯田の米穀商に売ることも行われた。

さて、前にも書いたように、明治時代の信州は総じて米の入超県になっていたが、その時代も後半には、おいおい増産にむかってきた。一六年頃には六二四、〇〇〇石であった生産高が二五年には百万石台に乗せ、末期には百二〇万石を突破した。勿論、まだ入超を脱するわけにはいかなかったが、三〇年前にくらべれば正に増産した。この増産をもたらしたのは、重商的な考え方から農本主義へと転換した政府の農業政策と、新興地主層の意識の変化とであった。東京西ヶ原に農事試験場を設けて農村子弟の技術教育を始めたのは明治二〇年であり、長野県農事試験場ができたのは二九年（一八九六）であったが、そこで米麦の新品種が生み出され、或は短冊苗代や正条植えが考え出されると、新興地主たちは競って、それにむかった。小島の松山源蔵が劃期的な短床スキを発明したのもその頃である。

明治後期の新興地主は、前期における旧地主たちが事業に手を出し、一朝の成金を夢見て失敗したのを知っていたから、もはや、その方面に手を出すことよりも、専ら農業に身を入れ、着実な蓄積を考えた。県が、地主と経費を分担しての治水計画をたてると、彼らは熱心に協力し、明治一六年には県内六万町歩であった水田を、大正初頭までには一万二千町歩を増大したり、二〇年頃には平均二四七キログラムであった一アール当りの収量を、四二年頃には三〇七キログラムの記録をつくることにも成功した。

明治時代の米収高足どり (長野県統計書・単位石)

	明治16年	20年	25年	32年	35年	40年	45年
南佐久	32,011	47,811	47,472	50,300	41,364	59,993	67,189
北佐久	44,474	47,856	62,742	67,929	57,521	83,909	100,417
小 県	53,380	78,603	89,861	86,859	79,617	92,346	109,315
諏 訪	67,064	91,187	99,085	87,158	74,323	93,646	113,530
上伊那	81,255	85,074	112,025	94,814	117,519	125,725	136,116
下伊那	23,536	83,924	98,746	100,120	98,694	93,864	113,001
西筑摩	19,983	22,524	23,910	21,577	23,116	24,635	29,442
東筑摩	81,413	85,539	133,280	115,861	106,016	140,547	133,065
南安曇	23,536	74,180	68,955	59,670	68,413	85,140	80,884
北安曇	50,298	43,051	51,438	57,324	42,974	64,302	59,044
更 級	4,377	48,189	57,009	58,621	52,891	70,174	73,843
埴 科	30,515	16,129	15,633	18,970	19,035	22,587	26,823
上高井	18,664	18,441	19,081	26,189	22,229	28,078	26,697
下高井	28,575	34,683	41,195	44,245	39,752	94,417	52,538
上水内	53,192	70,576	90,602	81,903	71,299	90,884	89,979
下水内	16,831	17,702	26,049	26,105	25,681	34,377	37,629
長野市				4,025	2,039	3,795	2,700
松本市						3,468	3,968
合 計	624,114	865,477	1,037,083	1,002,048	942,465	1,167,069	1,256,1

〔註〕 糯米は含まない、僅かだが陸稲は加えた

いたのであるが、この増嵩と品種の改良が相俟って、信州清酒発展の土台が支えられたのであった。

明治時代には、米価も酒価も下向を見ると例は殆どなく、殊に酒価は足早やにひきあげられていった。一六年頃には米価の二倍に足りなかった酒価（一七九頁参照）が、三五年には完全に二倍になり、四〇年には二倍を超えて、米一石二〇円八〇銭に対し、酒は五〇円に跳ねあがった。これは一面、酒税の引上げ率のきびしかったことを物語っているのではあるが、米価が頻りに奔騰を続けた明治末年の総会報告の中で、北安酒造組合が次のようにいっているところを見ると、米価の奔騰それ自体は、決して酒屋を泣かせるものではなかった。

△北安酒造組合の総会報告▽ 明治四十四年度は、酒造期間中は米価一石十八、九円台なりしもその後順次奔騰し二十四、五円に到りたり。依て酒価も値上りを見れば組合員には比較的有利の年なり。酒の需要は多少減退し持越を生じたるも、現今の米価に比し見れば、以前の安価の米にて造りたるものは、持越酒多きもまた一層利益なるが如し。

戦争と酒税と流血の臨検

「酒は税金を飲んでいるようなものだ」といわれるが、明治時代以後の税金の引上げを見ると、正にその感が深い。一一年には清酒一石一円であったものが、日清戦役直後の二九年には早くも七倍になり、三八年の日露戦争には一七倍に跳ねあがった。

この激しい増税の足どりは、その都度、業者を減税運動にかり立てた。由来、酒造の歴史は減税運動の歴史であるといえるかも知れない。一六年には、愛知県下の知多を中心とする業者が同盟休醸を決議して、東京新川の間屋組合に通告し、二四年には東京に開かれた関東中部一府一九県の懇談会席上、全国同盟休醸が提唱されて社会問題にまで発展した。二五年には増税反対の全国酒造家大会が東京に開かれて、全市内での街頭演説をくり広げ、三二年には福井税務署と激突した同県下の業者が、同盟休醸と全員廃業を申合せなど、連年、全国いたるところで火の手があがった。

日清戦争のあと、戦後経営の財源を得るために、いきなり清酒濁酒とも同率の一石七円、焼酎八円を課税しようとしたが、灘の酒にも、東京の裏小路で下層大衆の唯一の楽しみになっていたドロブクにも、同率を課せようとするこの案が国会に提案されるや、酒屋は勿論、東京市中の縄のれん、赤提灯業者の怒りをも爆発させ、ついに全市の不売ストライキに発展していった。

△二九年一月二九日、国民新聞▽ 酒税法改正の結果濁酒にも清酒と同一の税率を賦課すべき新法案提出と為りたる為に一合五銭の灘の上酒と一合二銭の劣等なる濁酒とを同一に課税するの不権衡を唱うる為に、各代議士間に遊説するよりは先づ事実の上に負担の軽からざるを訴へんとて、東京市内の濁酒営業者俗に縄暖簾と称する店にては、日本橋の中央より新宿品川の隅々まで一同申合せ四五日来全く業を廃し、新法案の如き重税にては到底営業致しがたき故、該法案の撤回又は否決せらるるまでは休業する旨を家々に張り出したるが、之が為に同業者の甘んじて受くる損害の大なるは勿論、平生濁酒店を唯一の極楽浄土と心得る辻人力車夫、合力人

国税の中に占める酒造税の地位
(長野県統計書、単位円)

年 度	国税総額	地 租	酒造税	酒造税に対する 国税の%
明治15年	1,430,821	968,104	401,275	28%
20	1,772,257	966,223	634,697	36%
25	1,755,211	991,271	603,687	35%
30	2,231,814	976,497	994,120	45%
35	3,595,846	1,287,965	1,922,853	53%
40	5,683,910	2,260,492	2,272,860	40%
45	6,205,216	1,981,537	2,727,969	44%

夫、露店商人の徒は、忽ち一日の労苦を慰さむるの道を失ひ頗る不満を唱へ始めたが、是れ濁酒営業者の一種の運動法にて、他の両院議員間に奔走する上層よりの運動も近頃は往々効力薄きこと多ければ今回は先づ下層より不平者を出だし、事実上新税法の弊害を示して反省を求むる決心なりと云ふ。

大衆の火の手にあふられて、結局は清酒七円、濁酒六円の可決となったが、ひとたび戦争が始まれば、またしても忽ち臨時課税となるのであって、日露戦争には、本税のほかに、清酒二〇円、焼酎二五円の非常時税が課せられて、大衆の負担となった。

戦争と酒税とは全く欠かせないものであり、その戦争が維新後、西南役、日清戦争、日露戦役とほとんど一〇年おきに勃発したのだから、消費大衆は確かに「税金を飲まされているようなもの」であり、この姿は、ひとり明治時代だけでなく、満州事変から日支、太平洋戦争までも続いていったのである。

上表によって、本県における酒税が国税全体の中で、どのような足どりを示してきたかを見ておこう。明治中期までの国税は地租が大宗をなすものであり、酒税、所得税、煙草税、醬油税、菓子税、売薬税、船車税、鋳業税、牛馬売買税、証券税などがふくまれていた。二九年、営業税を新設して、これらの中から雑多な租税対象を整理し、それに組み入れられたが、まだ大きな商工業がおこってきたわけではなく、国民所得も少なかったため、結局、租税政策は国民の大部分を占める地租と、大衆負担としての酒税に重点がおかれ、絶えずその増徴が目論まれたのである。

本県の国税総額の中で、酒税は、二五年頃まで地租よりもうしろにいたが、三〇年代に入ると、地租を乗り越えて筆頭に立たされ、国税総額の四五%を占めるに至った。三五年には更に国税総額の半分以上を背負わされ、以後四〇%を下ることがなく、営業税や所得税にその座を代ってもらったため、なお昭和期を待たなければならなかった。

こうした激しい増税に対し、業者が、あらゆる機会をとらえては減税運動を繰り返したのは当然であるが、一つの例を北信酒造組合の陳情に見よう。どうしても減税が許されないのならば、せめて、納税期を勘案し、醸造工程における減量を承認して欲しい。然らざれば、業者は全く金の工面

に追い廻されて、工業化や品質改良に意を用いる暇もないのであった。

酒造法改正に関する請願書

謹しみて一書を閣下に呈し、酒造業者の衷情を披歴して特にご明察を請わんとす。抑も酒造税法は税法發布以来数回増税せられたり。これ元より国家財政の必要より起り、国民としてこれを忍ぶべきは当然なりと雖も、現行の如く高率なるに於ては経済界沈滞し、しかも原料米の騰貴せる今日に当り一般当業者は生産費の過大に苦しみ、廃業者或は破産者等を続出して遂に国家唯一の大工業たる斯業の発展を阻害し、好個の財源を涸渫せしむるは特に憂慮に堪えず。然れども国家財政の都合により現行率を変更する能わざるとせば、左の二点についてはこの際必ず本願意をご容認あらんことを切望の至りに堪えず候。

一、火入貯蔵に因る清酒の減量百分の五を査定石数より控除すること。

清酒は製成を終り滓引を為し、更に火入れと称して火熱殺菌を行いたるのち数月間保存貯蔵し、始めて香味を調熟するものなり。而して滓引及び貯蔵に因りて其石数の減耗すること著し、仮りに清酒十石を搾り上げたるとせば内二三斗は滓となるべく、五斗内外は火入貯蔵のため蒸発し或は容器に吸収せられ、結局販売し得べきものは九石余に過ぎざる普通の状態なり。然るに製成の際滓となりたるものは普通清酒と同一視する能わざること、税法上これを百分の二と仮定し特に免税の特点を付与せらるるも、火入貯蔵に因る減量に対しては税法上未だ免税の規程なく、従て酒造業者は税率以上の税金を支払う結果となり、しかもこの減量に対する課税はこれを消費者に転嫁する道なく、酒造業者自身の負担

せざるべからざることなり、苦痛殊のほかなる故に、この減量に対してもまた控除の恩点を付せられんことを熱望してやまざる処なり。

二、酒造税の納期第四期三月を五月に繰り下ぐること。

酒造税は四期分納の制にして第三期は二月、第四期は三月の規定なり。然るに二月三月は酒造の最盛時期に相当し、原料の購入はたまた労働の支払等資金の需要最も繁多なるに拘らず、巨額なる税金の納期がかかるの如く連続するとき、当業者醸造上最も必要なる時期に於て税金の調達に忙殺せられ、原料の撰択、醸造操作の改良に全力を注ぐの余地なく、酒造業の発達を阻害しつつあるは一般の実状なりとす。資力の薄弱なるものに至りては、止むを得ずして新酒たと古酒とを問わず濫売して価格の当否を論ずるいとま無く、遂に一般取引関係を紊乱し酒価をして低落せしめ、あらゆる同業者をして均しく損害を免れざらしめ、甚だしきは破産の苦境におちいらしむることは従来その例乏しからず。

故に第四納期三月を五月に繰り下ぐるは当業者が多年来希望せる処なり。然るに政府は財政上よりこの希望を容るる能わざることを言明せられしが、第三次桂内閣の成立するに及び時の若槻蔵相は衆議院に於て財政方針の演説中、国庫剰余金を利用し、国庫収支の出合を整理し酒造業者の宿望を容れんとする旨を言明せり。勿論前内閣の財政方針は必ずしも現内閣と一致するや否やを知らずと雖も、日清日露の戦後経営に際し、新税を起し旧税を増し、納期を紊乱して国庫収支の調和を欠きたる今日、これを整理するは財政上当然の措置にして、しかも他面に於て国庫の一大財源たる酒造当業者多年の希望を容るるは産業を奨励し、税源

を涵養するの道にして、しかもその実行は敢て難しとする処にあらざるべし。

大正二年三月

長野県長野市西之門町 北信酒造組合

貴族院議長 公爵徳川家達殿

しかし、これらの訴えも容易に政府の容るるところとはならず、むしろ増税のたびに酒税の臨検を嚴重にし、密造脱税を防ごうとした。重税に抗議しようとする業者の中には、或は、脱税密造を考えるものもあったからではあるが、臨検の官員は、酒屋を頭から悪者と考へ、全く人權をさえ無視する風があった。

△一酒造業者の話▽ 酒蔵の一隅には臨検官の机と腰掛を設け、検査のとき着る白衣も用意しておかなければならなかった。石高をはかるための特別な物差があり、何十本もある酒桶の一つ一つに桶の戸籍簿をつくっておき、ほとんど三寸おきぐらいに深さをはかって、その位置における石高を計り出すのだが、一見、同じように見えていても、それぞれの桶には多少のゆがみもあり、厚薄にも寸分の違いはあったから、この計算は大変なことで、少しでも間違いがあると密造ではないか、隠しとったのではないかと疑われるのである。臨検官はほとんど毎日のようにやってきて、一日中頑張っており、帰りがけには、重箱の大きさの検査箱に一切の書類をしまい込み、その上を真田紐で結び、更に結び目に封印をして引上げるのだが、これなどは全く人間を泥棒視するからであって、店主は勿論、蔵びとたちも怒りをおぼえたものである。

税務官吏は「官員さま」と呼ばれて、海軍のような帽子をかぶり、桜の花の中央に『税』と書いた金モールの徽章が輝いていた。金ボタンの詰襟服にハイカラな吊鐘マントをひっかけ、たいていは八の字髭をはやして、乗りこんでくるのだが、彼らの姿を見ると酒蔵中がふるえあがり、殊に店主の家族たちは首をすくめてビクビクしていた。

感情のもつれから、時には、臨検官と従業員の間で衝突がおこるようなこともあり、ついには、全国各地に流血の惨事までひきおこすようになった。明治三七年には、税務官吏と酒造家のあつれきが暴力化し、いたるところで殺傷事件が勃発したため、大蔵大臣が内務大臣に対して、税務吏員の保護を要請した（酒造組合中央会沿革史）ほどである。